

平成29年度

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業

一般公募要領 (十次公募)

平成29年10月

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ(以下、「SII」という)が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)」をよくご理解の上、また以下の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に係る全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料、(申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類)は補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む)の日の属する年度の終了後5年間は、いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
 - ※ 処分制限期間とは、導入した機器等の耐用年数期間をいう。
 - ※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
 - ※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」に準ずる。
- ⑤ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑥ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額をSIIに返還していただきます(SIIは、当該金額をそのまま国庫に返納します)。併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑦ SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。(個人・個人事業主を除く)
- ⑧ なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

INDEX

1 事業概要

1-1	趣旨	5
1-2	事業内容	6
(1)	補助金名	6
(2)	事業規模	6
(3)	補助対象となる事業者と住宅	6
(4)	交付要件	7
(5)	補助対象	7
(6)	Webプログラム未評価省エネルギー・システムの公表	8
(7)	補助金額および上限額	8
(8)	公募方法	8
(9)	事業スケジュール	9
(10)	公募説明会	10
(11)	重要事項	10

2 事業要件と加点要件

2-1	設備等の要件及び補助対象設備等一覧	13
2-2	取得する省エネ性能表示の要件	15
(1)	省エネ性能表示取得に関する要件	15
(2)	注意事項	15
2-3	エネルギー計測装置の要件	17
2-4	エネルギー計測装置の評価加点要件	18
2-5	外皮平均熱貫流率(UA値)が交付要件より一定以上 強化された事業に対する加点要件	19
2-6	木造工法の事業に対する加点要件	19
2-7	Webプログラム未評価省エネルギー・システムを導入した 事業に対する加点要件	19
2-8	ZEH補助事業に新たに取り組むZEHビルダーが 関連する事業に対する加点要件	19
2-9	補助対象経費(蓄電システムを除く)の上限	20
(1)	補助対象経費(蓄電システムを除く)の上限に ついての要件	20
(2)	補助対象経費(蓄電システムを除く)の上限額一覧	21
2-10	ZEHビルダーによる外皮仕様の事前登録	22

INDEX

3	事業の実施		
3-1	事業年間スケジュール	25
3-2	十次公募事業詳細スケジュール	26
3-3	公募～交付決定	27
(1)	事業の公募	27
(2)	申請	27
(3)	手続代行者について	27
(4)	リース事業者との共同申請について	27
(5)	審査	28
(6)	交付決定	28
3-4	補助対象事業の開始～完了	29
(1)	補助対象事業の開始	29
(2)	現地調査(中間調査)	29
(3)	補助対象事業の計画変更	29
(4)	事業完了日	29
3-5	実績報告～補助金支払	29
(1)	実績報告及び補助金の額の確定	29
(2)	現地調査(完了検査)	29
(3)	補助金支払	30
(4)	事業成果の公表	30
(5)	使用状況の報告	30
(6)	取得財産の管理等	30
(7)	交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等	30
3-6	注意事項	31
4	交付申請の方法		
4-1	申請について	33
4-2	交付申請 提出書類一覧表	34
5	交付申請書及び添付書類の入力例		
	全ての申請において必要な書類	37
6	よくある質問と回答	54
	申請書提出先及び問合せ先	58

1. 事業概要

1 事業概要

1-1 趣旨

我が国では「エネルギー基本計画」(2014年4月閣議決定)において、「住宅については、2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均で住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロとなる住宅(以下、「ZEH」という)の実現を目指す」とする政策目標を設定しています。

経済産業省資源エネルギー庁は、この目標の達成にむけたZEHロードマップの検討をおこない、そのとりまとめを2015年12月に公表しました。

本事業は、上記政策目標とその達成にむけたZEHロードマップに基づき、ZEHの自立的普及を目指して高断熱外皮、高性能設備、制御機構、蓄電システム等を組み合わせ、ZEHを新築する、ZEHの新築建売住宅を購入する、または既存戸建住宅をZEHへ改修する者に補助金を交付するものです。

◆ ZEHロードマップ検討委員会 とりまとめ

<http://www.meti.go.jp/press/2015/12/20151217003/20151217003-1.pdf>

◆ 「ZEHロードマップとりまとめ」概要

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/zeh_report/pdf/report_160212_ja.pdf

<ご参考> ZEHロードマップにおけるZEHの定義

【基本事項】

基準一次エネルギー消費量、設計一次エネルギー消費量の対象は暖冷房、換気、給湯、照明とする。また、計算方法は、平成25年省エネルギー基準で定められている計算方法に従うものとする。なお、法改正等に伴い計算方法の見直しが行われた場合には、最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法に従うこととする。

また、再生可能エネルギー量の対象は敷地内(オンサイト)に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。ただし、エネルギー自立の観点から、再生可能エネルギーは全量買取ではなく、余剰電力の買取とすべきである。また、再生可能エネルギーを貯めて発電時間以外にも使えるよう、蓄電池の活用が望まれる。

● ZEHの定義

以下の①～④のすべてに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成25年省エネルギー基準(η A値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/㎡K]相当以下、3地域:0.5[W/㎡K]相当以下、4～7地域:0.6[W/㎡K]相当以下)
- ② 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上の一次エネルギー消費量削減

● Nearly ZEHの定義

以下の①～④のすべてに適合した住宅

- ① 強化外皮基準(1～8地域の平成25年省エネルギー基準(η A値、気密・防露性能の確保等の留意事項)を満たした上で、UA値 1、2地域:0.4[W/㎡K]相当以下、3地域:0.5[W/㎡K]相当以下、4～7地域:0.6[W/㎡K]相当以下)
- ② 再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量削減
- ③ 再生可能エネルギーを導入(容量不問)
- ④ 再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の一次エネルギー消費量削減

(注) 上記はZEHロードマップにおけるZEHの定義であり、本事業の要件と異なる部分があります。本事業の要件については次ページ以降をご確認ください。

1-2 事業内容

(1) 補助金名

平成29年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)
略称:平成29年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業(以下、「本事業」という)

(2) 事業規模

事業規模 約19億円 (十次公募分)

(3) 補助対象となる事業者と住宅

補助対象となりうる事業者(以下、「申請者」という)は、新築住宅の建築主、新築建売住宅^{※1}の購入予定者、または既存戸建住宅の所有者に限りです。

また、「暴力団排除に関する誓約事項」(P41参照)に記載されている事項に該当する者が行う事業は、本補助金の交付対象としません。

補助対象となる住宅は下記①～⑤の条件を満たすものに限りです。

- ① 申請者が常時居住する住宅。(住民票等により確認を事業完了後も求める場合があります)
(注)既存戸建住宅においては、申請時に住民票等の提出を求める場合があります。
- ② 専用住宅であること。
但し、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分が「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P13参照)の要件を満たしている場合には申請することができます。
- ③ 既存戸建住宅の場合は、申請時に申請者自身が所有していること。
(登記事項証明書の提出を求める場合があります)
- ④ 新築建売住宅^{※1}の場合は、申請者は建売住宅の購入予定者であること。
- ⑤ 賃貸住宅・集合住宅は対象外。
但し、申請者が所有する賃貸住宅・集合住宅の一部に、申請者が居住し、且つその住戸が本事業の公募要件を満たす場合は、その自宅部分について申請することができます。

※1 建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅

(4) 交付要件

以下の要件を全て満たす住宅であること。

- ① ZEHロードマップにおける「ZEHの定義」を満たしていること。
 - 1) 住宅の外皮性能は、地域区分ごとに定められた強化外皮基準(UA値)以上であること。(P13参照)
 - 2) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。※1
 - 3) 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システムを導入すること。※2
売電を行う場合は余剰買取方式に限る。<全量買取方式は認めません>
 - 4) 設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。※1 ※3 ※4
 - ② 申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー(「ZEHビルダー公募要領」参照)が設計、建築または販売を行う住宅であること。なお、平成28年度に登録を受けたZEHビルダーのうち、ZEHビルダー実績報告書を未提出のZEHビルダーが関与する住宅は補助対象外とします。(ZEHビルダー実績報告については「ZEHビルダー公募要領」P12参照)
- (注) 住宅の種類とZEHビルダー登録の地域・種別の区分は対応している必要があります。
 例えば、建売住宅については、その住宅の地域で、建売住宅の区分でZEHビルダー登録をされている事業者が販売する建売住宅のみが対象となります。異なる地域でZEHビルダー登録されている事業者や注文住宅の区分のみでZEHビルダー登録をされている事業者が販売する建売住宅は、補助対象になりません。
- ③ 申請する住宅について、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)にて、ZEHであることを示す証書を事業期間内に取得し、その写しを補助対象事業実績報告時に提出できること。(P15参照)
 - ④ 導入する設備は本事業の要件を満たすものであること。(P13～P14参照)
 - ⑤ 要件を満たすエネルギー計測装置を導入すること。(P17参照)
 - ⑥ 既存戸建住宅は、住宅全体の断熱改修を含み、導入する設備は原則として全て新たに導入すること。
 - ⑦ 申請する住宅の補助対象費用(蓄電システムを除く)は、SIIが定める上限額以下であること。(P20～P21参照)

- ※1 エネルギー計算は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下、「建築物省エネ法」という)に基づく「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令 第1号・以下、「建築物エネルギー消費性能基準」という)」に準拠するものとします。
 また、エネルギー計算は空調(暖房・冷房)、給湯、換気、照明に係る各設備に関する一次エネルギー消費量に限定し、「その他一次エネルギー消費量」は除きます。
- ※2 既存戸建住宅においては、既設の太陽光発電システムも認めます。
- ※3 再生可能エネルギーを含めて100%以上一次エネルギー消費量が削減されていることの計算にあつては、売電分の創エネルギーを計算に含みます。
- ※4 本事業では、1、2地域における寒冷地特別強化外皮仕様(P14参照)の場合に限り、Nearly ZEHも補助対象とします。この場合において、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを加えて、基準一次エネルギー消費量から75%以上削減されている必要があります。

(5) 補助対象

① 補助対象

1) 住宅の設備等

補助金交付の対象は、ZEHに導入する設備等のうち、「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P13～P14参照)に「該」と記載するものとなります。

なお、補助対象設備等は新品を導入すること。

2) 蓄電システム

補助対象となる蓄電システムは、以下の全てを満たすものとなります。

- ・本事業において製品登録された蓄電システムであること。
- ・導入価格が、保証年数に応じて定められた目標価格以下の蓄電システムであること。(P14参照)
- ・蓄電システムの導入目的と接続及び運用の要件を満たすものであること。(P14参照)
- ・導入する蓄電システムは新品であること。

SIIでは、本事業の補助対象となる蓄電システムの公募を一般公募に先駆けて開始し、審査のうえ、補助対象機器一覧として登録、公表します。(蓄電システム登録済製品一覧:<http://sii.or.jp/zeh29/battery/search>)
 蓄電システムの製品登録については、「蓄電システムの製品登録公募要領」をご確認ください。

② 他の補助事業との調整

補助対象費用には、国からの他の補助金(負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という)第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)と重複する対象費用を含めないでください。

国からの他の補助事業に申請している、または申請する予定の場合は後述の実施計画書にその補助事業名及び補助対象について必ず記入してください。

国からの他の補助金を重複受給をした場合は、不正行為とみなし、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただくこととなります。

(6) Webプログラム未評価省エネルギー・システムの公表

本事業では、現行のエネルギー消費性能計算プログラム(Webプログラム)で省エネルギー効果を評価できない技術のうち、一定以上の省エネルギー効果を定量的に示す事が可能なシステム(以下、「Webプログラム未評価省エネルギー・システム」という)の公募を一般公募に先駆けて開始し、学識経験者を含む関係分野の有識者で構成された審査委員会を経て、これを登録し、公表しています。 ※今年度の受付は終了しています。

登録を受けた技術(システム)を導入する補助対象事業については、一般公募の採択審査において加点評価を行います。(P28参照)

Webプログラム未評価省エネルギー・システム 登録済システム一覧 http://sii.or.jp/zeh29/system_list.html

(7) 補助金額および上限額**① 補助対象住宅**

・交付要件を満たす住宅

一戸あたり 定額 75万円 (地域区分・建物規模によらず全国一律)

※ 寒冷地特別強化外皮仕様(1・2地域において外皮熱貫流率(UA値)0.25以下)のNearly ZEHについても同額の補助金額とする。

② 蓄電システム

補助対象として採択されるZEHに蓄電システム※1を導入する場合には、補助金額を以下のとおり加算します。

蓄電システムの補助額 : 初期実効容量※21kWh当たり4万円

蓄電システムの補助額上限 : 補助対象経費※3の1/3または40万円のいずれか低い金額

※1 蓄電システムの要件は「設備等の要件及び補助対象設備等一覧」(P14参照)をご確認ください。

※2 JEM規格で定義された初期実効容量の内、計算値と計測値のいずれか低い方を適用し、補助額を算出します。また、補助額計算上は初期実効容量の小数点第二位以下は切り捨てとします。

※3 蓄電システムの工事費は、補助対象外とします。

(8) 公募方法**交付申請の受付方法**

・公募期間内にSIIが受け付けた申請書を審査対象とします。(P25参照)

・申請書の受付は、公募期間内の平日(月曜～金曜)のみ行います。(土日祝日には申請書の受付は行いません)

(注) 不備不足のない申請書が到着した日が、交付申請の受付日となります。

申請書類に不備不足がある場合は、原則申請を受理しませんのでご注意ください。

なお、到着後に不備不足が認められた申請書は不受理扱いとし、着払いにて申請者

(手続代行者がいる場合は手続代行者)に返送します。

不備書類の返送を受けた後に、改めて申請を希望する場合は、不備不足の解消を確認の上、申請してください。

(注) 申請書の発送における注意事項(P33参照)を必ず確認のうえ、SIIに発送してください。

(9) 事業スケジュール

① 公募期間

十次公募 平成29年 10月 2日(月) ~ 平成29年 10月 10日(火) 17時必着

※締切間際の申請は配送事故等で想定した到着日より遅くなる場合もありますので、余裕を持った申請をお願いします。

※公募への申請の状況を踏まえ、十分な想定補助件数を確保できない場合には、一部の公募を実施しないことがあります。その場合には、当該公募の開始の日中までにその旨をSIIホームページで公表します。

② 交付決定

十次公募 平成29年 10月 25日(水) (予定)

※ 交付決定通知は交付決定後に発送します。

③ 事業期間

事業期間は原則以下のとおりとする。

十次公募の交付決定者 交付決定通知を受領後 ~ 平成30年 2月 9日(金)

④ 補助対象事業実績報告

事業完了日から15日以内、且つ、以下の期日内に提出することを原則とする。

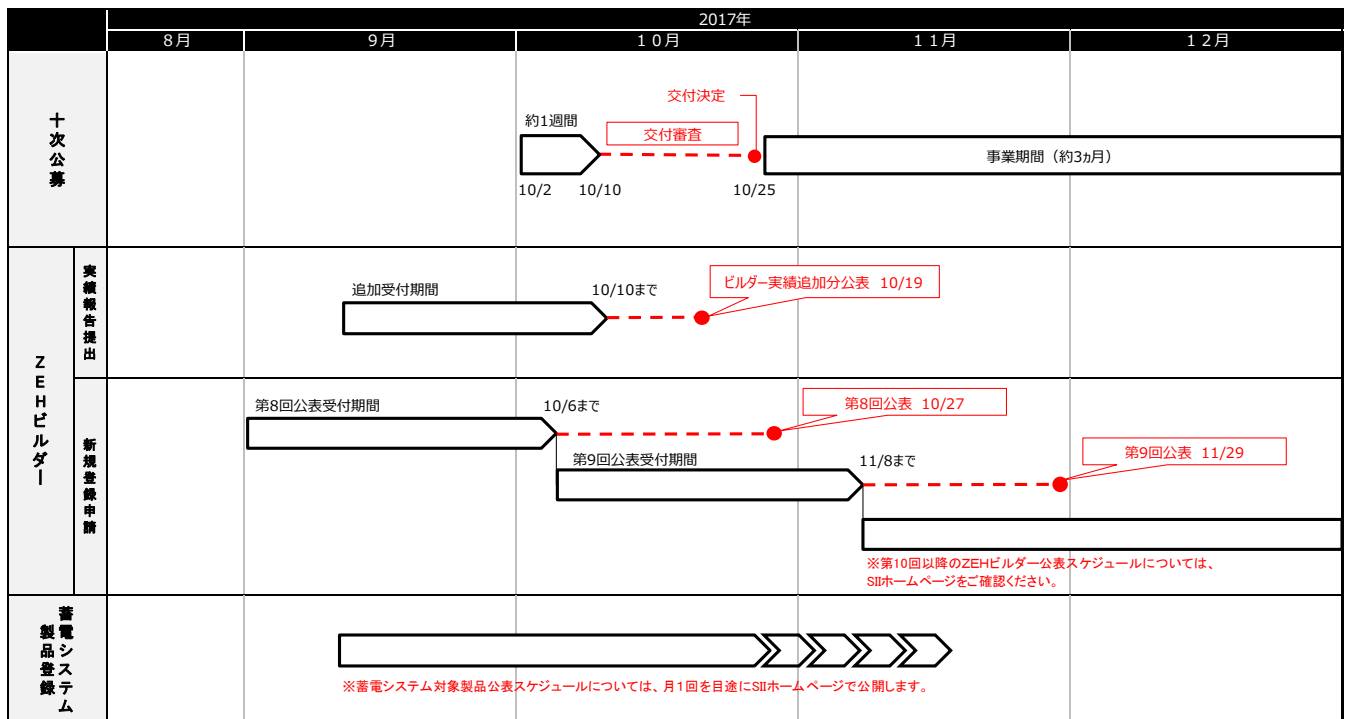
十次公募の交付決定者 平成30年 2月 16日(金) 17時必着

※ 事業完了日とは、補助金に係る工事が完了し、且つ、工事代金の支払が完了した日付を指します。

新築建売住宅においては、引渡しを終え、且つ、住宅の購入代金の支払が完了した日付を指します。

但し、「エネルギー計測装置の評価加点」(P18参照)を受けた事業については、申請者が補助対象となる住宅に居住後、休日を含む3日間のエネルギー計測の実施が完了した日が事業完了日となります。

■ 本事業(十次公募)のスケジュール



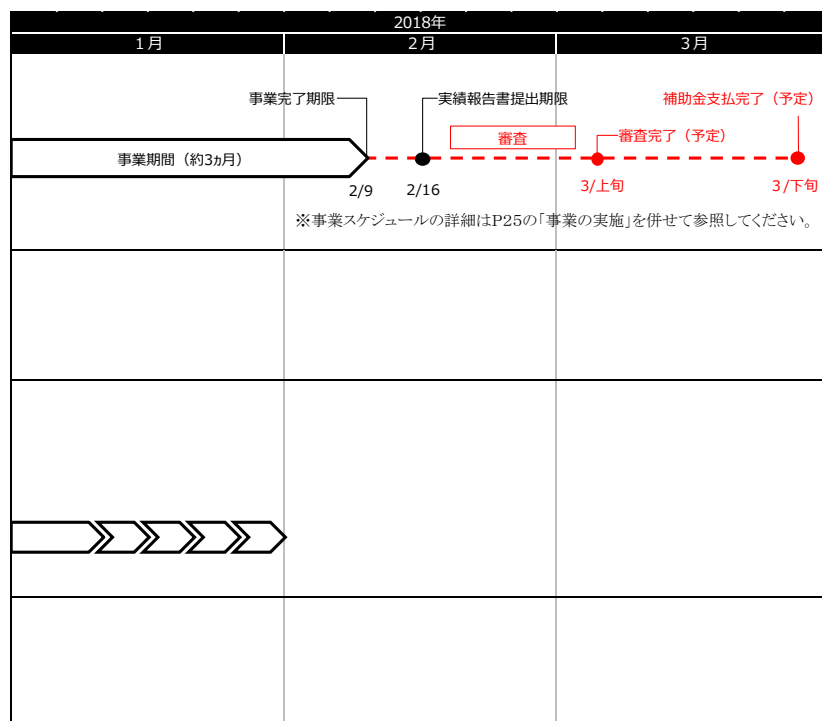
(10) 公募説明会

十次公募において、公募説明会は実施いたしません。

(11) 重要事項

- ① 交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手すること。
 その際、着手前の住宅建設地(更地)を交付決定番号が記載された**指定のボード**と共に必ず撮影すること。
 ※ 事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと罰則の対象となります。
 ※ 補助対象住宅が新築建売住宅の場合は、着手前写真の撮影は不要です。
 - ② 交付決定後の申請内容の変更は原則認めません。
 変更する場合は、申請取下げの手続きを行い、申請可能な公募に改めて申請してください。
 - ③ 申請者は、事業完了後速やかに補助対象となる住宅に居住すること。
 補助対象事業実績報告書の提出日までに補助対象住宅に居住していない場合は補助対象外となります。
 - ④ 交付申請書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」(P41参照)に同意したものとします。
 申請者が誓約事項に違反した場合は、交付決定の取り消しなどの措置をとります。
 - ⑤ 住民票を送付する場合には、マイナンバーの記載のない住民票(原本)を送付してください。
 なお、マイナンバーの記載のある書類が送付された場合には、SIIにて黒塗り等の処理を行います。
 - ⑥ 補助対象事業実績報告書に不備・不足がある場合は、原則、書類を受理しませんのでご注意ください。
 - ⑦ 補助対象事業実績報告書の提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取り下げたものとみなします。
- ※ P31「注意事項」を必ず確認してください。

※スケジュールは変更になることがあります。必ずSIIのHPをご確認ください。



2. 事業要件と加点要件

2-1 設備等の要件及び補助対象設備等一覧

設備等の種類		要件	補助対象	要件となる基準						
全体共通		●	一	<ul style="list-style-type: none"> 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく、「建築物エネルギー消費性能基準」に準拠した評価方法(P 7 参照)により、評価対象の住宅の年間の一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ以下であること。または、1、2地域においては寒冷地特別強化外皮仕様(外皮熱貫流率(UA値)が0.25以下)で、設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギーを加えて基準一次エネルギー消費量から75%以上の削減(Nearly ZEH)であること。 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギーを除いて基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。 設備等のうち補助対象となるものについては、JIS等の公的規格や業界自主規格等への適合確認を示すことができるものを導入すること。 						
断熱	高断熱外皮	●	※1 該	地域区分	1・2地域	3地域	4・5・6・7地域		8地域	
				外皮平均熱貫流率(UA値)	0.40以下 ※2	0.50以下	0.60以下		基準値なし	
				地域区分	1・2・3・4地域		5地域	6地域	7地域	8地域
				冷房期の平均日射熱取得率(ηA値)	基準値なし		3.0以下	2.8以下	2.7以下	3.2以下
省エネルギー設備	空調設備	●	※3	暖房冷房設備	<ul style="list-style-type: none"> 主たる居室に設置する個別エアコンのエネルギー消費効率が、建築研究所のホームページで公開されている冷房効率 区分(い)を満たす機種であること。 (http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/4-3_20140117.pdf の 表A. 2参照) 					
				暖房設備	<ul style="list-style-type: none"> 以下①～③のいずれかを満たすこと。 ① 熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの。 ② 熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.0以上のもの。 ③ 「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの。 					
	暖房設備	●	※4 該	<ul style="list-style-type: none"> 主たる居室に設置する場合は以下①～③のいずれかを満たすこと。 ① 熱源設備が石油温水式またはガス温水式であって潜熱回収型(暖房部熱効率が87%以上)のもの ② 熱源設備が電気ヒートポンプ式熱源機であって暖房時COP3.0以上のもの ③ 「要件となる基準」を満たす給湯設備に接続して空調するもの 						
				ヒートポンプ式セントラル空調システム	地域区分	1・2・3 地域		4 地域	5・6 地域	7 地域
	冷房設備	●	※4 該	COP	3.0以上		3.3以上	3.7以上		基準値なし
				地域区分	1・2・3 地域		4 地域	5・6 地域	7 地域	8 地域
	給湯設備	●	※5	電気ヒートポンプ給湯機(エコキュート等)	<ul style="list-style-type: none"> 貯湯缶が一缶のものに係るJIS基準(JIS C 9220)給湯機に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が3.0以上であること。貯湯缶が多缶の場合は3.0以上であること。 上記に関わらず寒冷地(1・2・3地域)の場合は年間給湯保温効率・年間給湯効率が2.7以上であること。 					
				潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ等)	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあっては93%以上)であること。 ※7 					
				潜熱回収型石油給湯機(エコフィール等)	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費効率が94%以上(暖房給湯兼用機にあっては93%以上)であること。 ※7 					
				ガスエンジン給湯機(エコウィル等)	<ul style="list-style-type: none"> ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B 8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。 					
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)				<ul style="list-style-type: none"> 熱源設備は電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器と併用するシステムで、貯湯タンクを持つもの。 電気式ヒートポンプの効率が中間期(電気ヒートポンプのJIS基準に定める中間期)のCOPが4.7以上かつ、ガス機器の給湯部熱効率が95%以上であること。 						
太陽熱利用システム		<ul style="list-style-type: none"> 太陽熱温水器の場合はJIS A 4111に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 ソーラーシステムと呼ばれる強制循環式の場合は、JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること(蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること) 								
燃料電池(エネファーム等)		<ul style="list-style-type: none"> 固体高分子形燃料電池(PEFC)について、JIS基準(JIS C 8823:2008小形固体高分子形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準(LHV基準)の発電効率が33%以上(高位発熱量基準HHV基準で30%相当以上)及びLHV基準の総合効率が80%以上(HHV基準で72%相当以上)であること。 50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上(HHV基準で54%相当以上)であること。 固体酸化物形燃料電池(SOFC)について、JIS基準(JIS C 8841:2010小形固体酸化物形燃料電池システムの安全性及び性能試験方法)に基づく計測を行い、定格運転時における低位発熱量基準(LHV基準)の発電効率が40%以上(高位発熱量基準HHV基準で36%相当以上)及び、LHV基準の総合効率が80%以上(HHV基準で72%相当以上)であること。 50%負荷運転時のLHV基準の総合効率が60%以上(HHV基準で54%相当以上)であること。 上記以外の燃料電池については、上記に相当する効率以上であること。 								
換気設備(24時間換気に係るもの)	●	※8 該	<ul style="list-style-type: none"> 設置する換気設備は以下いずれかの要件を満たすこと。 ① 熱交換型換気設備は温度(顕熱)交換効率65%以上であること。 ② 熱交換型換気設備以外の換気設備は比消費電力が0.4W/(m³/h)以下であること。 							
照明設備	LED照明	●	一	<ul style="list-style-type: none"> LEDが光源であるもの。 						
	蛍光灯	●	一	<ul style="list-style-type: none"> インバータータイプで100(lm/W)以上のもの。 						

設備等の種類		要件	補助対象	要件となる基準						
創エネルギーシステム	太陽光発電システム等の再生可能エネルギー・システム	●	—	—						
蓄電システム		○	該	以下の全てを満たす蓄電システムであること。 ・SIIが本事業の補助対象製品として登録、公表した蓄電システムであること。 ※9 ・蓄電システムの導入価格(工事費除く)が、保証年数に応じて定められた目標価格以下の蓄電システムであること。						
				保証年数 ※10	10年	11年	12年	13年	14年	15年以上
				目標価格 ※11 (蓄電容量1kWhあたり)	15.0万円	16.5万円	18.0万円	19.5万円	21.0万円	22.5万円
				・蓄電システムの「導入目的」と「接続及び運用の要件」を満たすものであること。 <導入目的> 再生可能エネルギー・システムにより発電された電力の自家消費量を増加させる目的で導入される機器であること。 <接続及び運用の要件> 再生可能エネルギーの自家消費量を増加させるために、当該再生可能エネルギーを効果的に蓄電できるもの。 (非常用の電力確保を目的として限定的に再生可能エネルギーを蓄電するものは対象外)						
エネルギー計測装置		●	—	・エネルギー使用量を個別に計測・蓄積し、「見える化」が図られていること。 ・「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 ・APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンは問わない。 詳細はP17「エネルギー計測装置の要件」参照。						

●: 本事業で導入を必須とすること

○: 補助対象として導入する場合は、要件を満たすこと

該: 本事業で導入した場合は、補助対象となるもの

(注) 補助対象設備を複数台導入する場合は全ての設備において設備要件を満たすこと。

- ※1 外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎等に用いる断熱材及び、窓・ガラス等の開口部材を補助対象とする。構造材(柱、梁、筋違、構造ボード等)、内装ボード、仕上げ材(内装、外装)、玄関ドアは補助対象外。
- ※2 「寒冷地特別強化外皮仕様」の場合は外皮平均熱貫流率(UA値)を0.25以下とすること。
- ※3 いずれかの冷房設備及び暖房設備を導入すること。
但し、1・2地域の「冷房」、8地域の「暖房」に限り、「設置しない」という申請を認めます。
- ※4 <高効率個別エアコンの場合>
室内機、室外機を補助対象とする。
<温水式床暖房、ヒートポンプ式セントラル空調システムの場合>
専用熱源機及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※5 いずれかの設備を導入すること。
- ※6 熱源機、貯湯タンク及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※7 給湯機のJIS効率(計算支援プログラムの入力下記要領になります)
JIS効率は、対象機器のJIS S 2075に基づくモード熱効率の値です。設置する給湯機にモード熱効率が表示されていれば、その値を入力すること。
設置する給湯機にモード熱効率が表示されておらず、エネルギー消費効率のみ表示されている場合には
 - ・ 潜熱回収型ガス給湯機(追焚あり)の場合はエネルギー消費効率6.4%を引いた数値をJIS効率(%)として入力すること。
 - ・ 潜熱回収型ガス給湯機(追焚なし)の場合はエネルギー消費効率4.6%を引いた数値をJIS効率(%)として入力すること。
 - ・ 潜熱回収型石油給湯機の場合はエネルギー消費効率8.1%を引いた数値をJIS効率(%)として入力すること。
- ※8 換気装置(本体)及び、その据付け工事費のみ補助対象とする。
- ※9 本事業の補助対象機器(蓄電システム)一覧は、SIIホームページで随時公表する。
URL: <http://sii.or.jp/zeh29/battery/search>
- ※10 目標価格を判定する保証年数は、SIIに登録された年数とする。
原則メーカーの保証年数(無償保証に限る)とする。当該機器製造事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。ただし、SIIが指定するサイクル試験結果から得られる性能年数とすることも認める。
- ※11 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム(以下、「ハイブリッド」という)の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。
ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力(系統側)1kWあたり1万円を控除することができる。(定格出力の小数点第二位以下は切り捨てとします)

2-2 取得する省エネ性能表示の要件

ZEHが自立的に普及するためには、住宅のエネルギー消費性能の見える化を通じて、ZEH等のエネルギー消費性能に優れた住宅が市場で適切に評価され、消費者に選択されるための環境が整備されることが重要です。そのためにも、第三者の評価による住宅の省エネ性能表示制度の普及が重要となります。

本事業では、申請する住宅は建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証を受けているものに限る)を事業期間内に取得し、補助対象事業実績報告時に提出できることを交付要件としています。

(1) 省エネ性能表示取得に関する要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ① 取得する省エネ性能表示は、建築物省エネ法第7条に基づく省エネ性能表示(BELS等、第三者認証に限る)によるもので、補助対象住宅がZEHであることを示すものであること。
また、本事業の交付要件に定める外皮性能を満たし、且つ、交付申請時に提出する実施計画書の再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を除く一次エネルギー消費削減率及び外皮平均熱貫流率(UA値)が同じか上回っていることが、数字で表示・確認できること。
- ② 事業完了までに「省エネ性能表示」及びその表示に関する「評価書」を入手し、補助対象事業実績報告と併せて、その写しを提出できること。

(2) 注意事項

- ① 補助対象事業実績報告書提出の期日までに省エネ性能表示を取得できない(又は取得しない)場合は、補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。
- ② 省エネ性能表示を受けた結果、再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を除く一次エネルギー削減率及び外皮平均熱貫流率(UA値)のいずれか一方でも申請値よりも悪化した場合、又は本事業の要件に不適合となった場合は、補助金の交付を受けることができません。

【参考】 国土交通省 建築物省エネ法のページ(2017年4月1日)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

※ガイドラインに基づく第三者認証表示制度であるBELSについてはこちらを参照ください。

<https://www.hyoukakyokai.or.jp/bels/bels.html>

2-3 エネルギー計測装置の要件

補助対象住宅に設置するエネルギー計測装置は以下の①～③の要件を全て満たすこと。

① 計測機器の要件

- 1) 「ECHONET Lite」規格を標準インターフェイスとして搭載していること。※1
- 2) エネルギー計測装置は、1台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。

② 計測ポイントの要件

計測ポイントは以下の「エネルギー計測装置 要件一覧表」の「グレードA 必須要件」を満たすこと。

■エネルギー計測装置 要件一覧表

機能区分	計測項目	グレードA 必須要件	グレードB 加点要件
太陽光発電システム	発電量	●	●
	売電量	●	●
電力使用量※2の計測・取得※3 (表示できることを前提とする)	系統からの買電量	●	●
	住宅全体の電力使用量	●	●
	暖冷房設備の電力使用量	○※4	○※8
	ヒートポンプ式給湯機の給湯設備(エコキュート等)の電力使用量	○	○
	ガスコージェネレーションシステム(エネファーム等)の発電量	○	○
	照明設備の電力使用量	-	★※9
	換気設備の電力使用量	-	★※10
蓄電システムの利用状況	充電力量	○	○
	放電力量	○	○
使用電力計測・取得間隔※5	30分以内	●	●
データ蓄積期間※6※7 (表示できることを前提とする)	1時間以内の単位 1カ月以上	●	●※11
	1日以内の単位 13カ月以上	●	●※11

凡例 ●:必須項目 ○:機器設置の場合は必須 ★:グレードBにて申請の場合は必須

- ※1 APPENDIX ECHONET機器オブジェクト詳細規定のReleaseバージョンについては、本事業では問いません。
- ※2 積算消費電力量(Wh)または消費電力(W)。
- ※3 エネルギー計測装置により電力使用量を計測するか、エネルギー計測装置が太陽光発電システム等の他のシステムに接続することにより電力使用量のデータを取得することができること。
- ※4 「主たる居室」に設置する暖冷房設備の電力使用量を計測できること。
- ※5 積算消費電力量(Wh)または消費電力(W)の計測または取得間隔。
- ※6 エネルギー計測装置により計測した所定時間単位の積算消費電力量データをエネルギー計測装置、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。
- ※7 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。
- ※8 住宅に設置した暖冷房設備の電力使用量の合計を計測できること。
- ※9 住宅に設置した照明設備の電力使用量の合計をコンセント等と明確に分けて計測できること。(足元灯、住宅設備に付随する照明を除く)
- ※10 24時間換気システムに係る全ての換気設備の電力使用量を計測できること。(厨房レンジフードを除く)
- ※11 1時間ごとの電力使用量をデータ蓄積できること。

③ 運用時の要件

事業完了後、エネルギー計測装置に蓄積されたデータをもとにしたエネルギー使用量の定期的な報告が可能であること。

2-4 エネルギー計測装置の評価加点要件

P17「エネルギー計測装置の要件」①～③に加えて、下記④～⑥の要件を全て満たす場合は、交付審査において加点評価を行います。(P28参照)

④ 計測機器の要件

住宅内の電気配線をエネルギー区分ごとに独立して配線すること。(P17「エネルギー計測装置要件一覧表」グレードB加点要件参照)、「ECHONET Lite」規格を活用すること。その他の方法により、「暖冷房設備」「換気設備」「給湯設備」「照明設備」の使用状況を計測・記録できること。(給湯設備は電気式の場合に限ります)

※ 1時間ごとの計測値をデータで提出できることを要件とします。

※ SIIがホームページで公開する「好ましいエネルギー計測データの例」と同様の形式で計測データの書き出しが可能な機器であることを要件とします。(<http://sii.or.jp/zeh29/tenth.html> 参照)

(注) 上記の計測を可能とする回路の設定や電気配線計画を申請時に提出するとともに、CTセンサーの設定など具体的な手法を確認したうえで申請してください。「エネルギー計測装置の評価加点」を受けた事業者が、計測機器の要件を満たさない事業となる場合は、補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。

⑤ 事業完了の要件

申請者が補助対象となる住宅に居住後、必要とされるエネルギー計測の実施をもって、事業完了とする。事業期間中にエネルギー計測装置等による実測期間を休日を含む3日間以上設け、補助対象事業実績報告書提出の際に、エネルギー計測の結果を併せて提出すること。

※ 未入居状態での計測は無効です。

※ 計測項目に応じたエネルギー計測データを提出できない場合は要件未達とみなします。

※ 配線工事のミス等により、計測項目に応じた計測データを集計できない場合は、「④計測機器の要件」未達とみなします。

※ 計測データの提出は、エネルギー計測装置の計測データ(ローデータ)をSIIが交付決定後に案内する提出方法でデータ提出することが要件となります。

(エネルギー計測装置の評価加点「有」として交付決定を受けた補助対象事業者(又は手続代行者)に別途ご案内いたします。)

※ 提出するエネルギー計測装置の計測データ(ローデータ)は以下の要件を満たしていること。

・1時間単位の計測値であること。

・計測項目や年月、日時が記載されていること。

・データの形式は、「⑥運用時の要件」の内容に対応可能な形式であること。

(SIIホームページ掲載の「好ましいエネルギー計測データの例」を参照してください)

(注)「エネルギー計測装置の評価加点」を受けた事業者が、上記、計測要件に応じたエネルギー計測データを提出できない場合は、原則として補助金の交付を受けることができませんのでご注意ください。

⑥ 運用時の要件

「使用状況の報告」(P30参照)の定期報告アンケートの際に、エネルギー計測データの提出を行うこと。

※ 事業完了後2年間、④の計測項目および⑤の計測要件に応じた1ヵ月分(1時間ごと)のエネルギー計測データ(報告対象期間分)の提出を、各月ごとに行うこと。

但し、各月毎のデータを半期分(6ヵ月分)まとめて提出できる場合は、まとめての提出も可とする。

※ 計測データをクラウド・サーバに蓄積するエネルギー計測装置(クラウド型HEMSなど)において、クラウド・サービス提供者経由でデータ提出を行うことも可能とする。

但し、この場合においてもアンケート回答は補助対象事業者が必ず実施すること。

(注1)「エネルギー計測装置の評価加点」を受けて採択を受けた事業者が、「使用状況の報告」による定期報告アンケートにおいて、正当な理由なく1時間ごとのエネルギー計測データを提出しない場合には、補助金の返還を求める場合がありますので、ご注意ください。

(注2)アンケートは半期ごとに1回、計4回実施します。エネルギー計測装置の1時間ごとのエネルギー計測データ保存期間がアンケート期間よりも短い機器を導入する場合は、定期的なデータ保存を行ってください。

**エネルギー計測装置評価加点「有」として交付決定を受けた事業者が、
加点要件のうち1つでも満たすことができなくなる場合は、原則として補助金の交付を受けることができません。
この加点を「有」として申請する際は、上記の加点要件を充分確認してください。**

2-5 外皮平均熱貫流率(UA値)が交付要件より一定以上強化された事業に対する加点要件

本事業では、外皮平均熱貫流率(UA値)が以下に示す基準を満たす事業に対して、採択審査の評価を行う際に、一定の加点評価(以下、「外皮加点」という)を行います。(P28参照)

【加点の要件】

申請する住宅の外皮熱貫流率(UA値)が、以下の基準を満たすこと。

地域区分	1	2	3	4	5	6	7	8
加点対象となる基準(UA値)	0.30以下	0.30以下	0.40以下	0.40※以下	0.40※以下	0.50以下	0.50以下	—

※ 本事業における暫定措置として、地域区分4及び5についてはUA値が0.50以下であっても、加点対象とみなします。

2-6 木造工法の事業に対する加点要件

本事業では、木造工法の事業に対して、採択審査の評価を行う際に、一定の加点評価(以下、「木造加点」という)を行います。(P28参照)

【加点の要件】

申請する住宅が、木造工法(軸組工法または枠組壁工法)であること。

※外皮加点と木造加点を併用する場合の木造加点は、外皮加点の内数として扱います。

2-7 Webプログラム未評価省エネルギー・システムを導入した事業に対する加点要件

本事業において、予めSIIに登録、公表※されたWebプログラム未評価省エネルギー・システムを導入した事業に対して、採択審査の評価を行う際に、一定の加点評価を行います。(P28参照)

【加点の要件】

申請する住宅において、SIIホームページで公表しているWebプログラム未評価省エネルギー・システムが導入されていること。

※Webプログラム未評価省エネルギー・システム 登録済システム一覧 (http://sii.or.jp/zeh29/system_list.html)

2-8 ZEH補助事業に新たに取り組むZEHビルダーが関連する事業に対する加点要件

本事業の趣旨及びZEH普及加速の観点から、ZEH普及に新たに取り組むZEHビルダーが関連する事業に対して一定の加点評価を行います。(P28参照)

【加点の要件】

- ① ZEHビルダー登録を受けた後に、「H28ZEH支援事業」及び「H28補正ZEH普及加速事業」または本事業において、自らがZEHビルダーとして関わる交付決定を一件も受けていないZEHビルダーが設計、建築、又は販売する事業であること。
- ② ①の対象となるZEHビルダーが設計、建築、又は販売する補助対象住宅による申請が複数ある場合は、申請書の受付日※が最も早い事業のみを加点対象とする。
- ③ ②の対象となる申請が複数ある場合は、「年間の一次エネルギー消費削減率(再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を除く)」が最も高い1事業のみを加点対象とする。

※ 平日17時までに届いた申請書は同日を受付日とします。
平日17時を超えて届いた申請書は、翌平日を受付日とします。

2-9 補助対象経費(蓄電システムを除く)の上限

(1) 補助対象経費(蓄電システムを除く)の上限についての要件

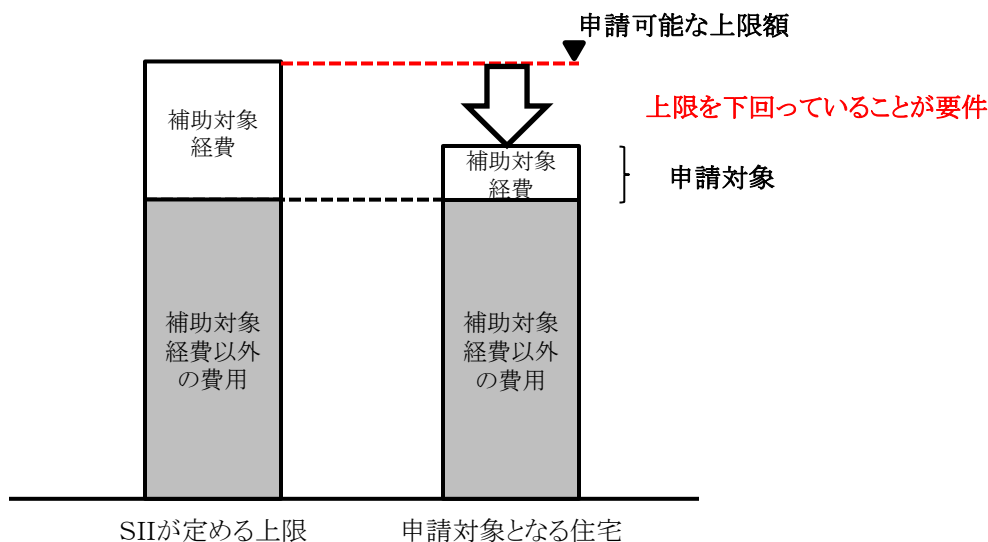
本事業では、2020年からのZEHの自立普及を目指すと共に、ZEHの価格低減を推進するため、ZEHに資する外皮、設備(蓄電システムを除く)の販売価格(床面積1㎡あたりの単価※)が、SIIが地域区分、住宅仕様ごとに設定した上限単価を下回る住宅であることを申請の要件とします。

※床面積とは、エネルギー計算に使用する(仮想床を含む床面積の合計)とします。

床面積が100㎡未満の住宅については、補助対象経費の合計を100で除した数値が上限単価(万円/㎡)を下回ることを要件とします。

ZEHビルダーの皆様におかれましては、住宅の多様性を保ちつつ、設備等が過剰スペックとならないように留意して、自立化に繋がるようなZEHの普及を目指すようお願いいたします。

■ 補助対象経費(蓄電システムを除く)の上限イメージ



■ 補助対象経費(材料・工事費込み)

区分	補助対象範囲	備考
外皮①	外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基礎に用いる断熱材	構造材(柱、梁、筋違、構造ボード等)、仕上げ材(内装、外装)、玄関ドアの価格は除く。
外皮②	窓(ガラス、サッシ)	窓の付属部品(シャッター等)は除く。防火等の付加機能を持った窓については、同等以上の断熱性能を有する付加機能のない窓の価格を用いることができる。
冷暖房設備	冷暖房設備の熱源機、及び室内機(エアコンのみ)	温水式床暖房、ヒートポンプ式セントラル空調システムにおいては、熱源機の価格のみを計上。各配管等は除く。
換気設備	換気設備(24時間換気設備)	換気装置(本体)の価格のみを計上。ダクト配管等は除く。
給湯設備	給湯設備の熱源機、貯湯タンク	エネファームの価格は計上不要。複数台設置する場合はエネルギー計算に用いた1台分を計上。

(2) 補助対象経費(蓄電システムを除く)の上限額一覧

本事業において、申請する住宅の補助対象経費の地域区分、仕様による床面積1㎡あたりの上限額は以下の通りです。

地域区分	仕様		ZEH補助対象費用 上限単価(万円/㎡)	
1・2	一般ZEH仕様	【1・2地域仕様】	冷暖房:方式を問わない / 給湯:エネファーム以外	4.89
		【1・2地域エネファーム仕様】	冷暖房:方式を問わない / 給湯:エネファーム	4.17
	外皮強化型 ZEH仕様 (外皮加点仕様)	【1・2地域仕様】	冷暖房:方式を問わない / 給湯:エネファーム以外	5.69
		【1・2地域エネファーム仕様】	冷暖房:方式を問わない / 給湯:エネファーム	4.98
3	一般ZEH仕様	【エアコン仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	4.05
		【温水暖房仕様①】	暖房:パネルラジエータ、床暖房など / 冷房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	4.49
		【エネファーム仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム	3.62
		【温水暖房エネファーム仕様】	暖房(パネルラジエータ、床暖房など)・給湯:エネファーム / 冷房:高効率エアコン	3.62
	外皮強化型 ZEH仕様 (外皮加点仕様)	【エアコン仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	4.83
		【温水暖房仕様①】	暖房:パネルラジエータ、床暖房など / 冷房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	5.27
		【エネファーム仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム	4.39
		【温水暖房エネファーム仕様】	暖房(パネルラジエータ、床暖房など)・給湯:エネファーム / 冷房:高効率エアコン	4.39
4・5	一般ZEH仕様	【エアコン仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	3.66
		【温水暖房仕様②】	暖房:床暖房など / 冷房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	4.05
		【エネファーム仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム	3.22
		【温水暖房エネファーム仕様】	暖房(床暖房など)・給湯:エネファーム / 冷房:高効率エアコン	3.22
	外皮強化型 ZEH仕様 (外皮加点仕様)	【エアコン仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	4.83
		【温水暖房仕様②】	暖房:床暖房など / 冷房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	5.22
		【エネファーム仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム	4.39
		【温水暖房エネファーム仕様】	暖房(床暖房など)・給湯:エネファーム / 冷房:高効率エアコン	4.39
6・7	一般ZEH仕様	【エアコン仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	3.66
		【温水暖房仕様②】	暖房:床暖房など / 冷房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	4.05
		【エネファーム仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム	3.22
		【温水暖房エネファーム仕様】	暖房(床暖房など)・給湯:エネファーム / 冷房:高効率エアコン	3.22
	外皮強化型 ZEH仕様 (外皮加点仕様)	【エアコン仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	4.21
		【温水暖房仕様②】	暖房:床暖房など / 冷房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	4.60
		【エネファーム仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム	3.77
		【温水暖房エネファーム仕様】	暖房(床暖房など)・給湯:エネファーム / 冷房:高効率エアコン	3.77
8	一般ZEH仕様	【エアコン仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム以外	3.62
		【エネファーム仕様】	冷暖房:高効率エアコン / 給湯:エネファーム	3.18

※外皮加点仕様についてはP19を参照してください。

2-10 ZEHビルダーによる外皮仕様の事前登録

本事業では、申請簡略化の一環として、ZEHビルダー各社において、ZEHの要件を満たす標準的な外皮仕様(規格化された住宅仕様)を有する場合は、当該仕様について事前にSIIに届出を行い登録を受けることで、一般申請の際に個々の外皮費用計上を省略することができます。

受付期間:平成29年4月7日(金) ～ 平成29年7月21日(金) 17時必着 ※今年度の受付は終了しています。

上記期間において、外皮仕様登録の通知を受けたZEHビルダーは、登録された外皮仕様情報を十次公募においても、一般申請の際に利用することができます。

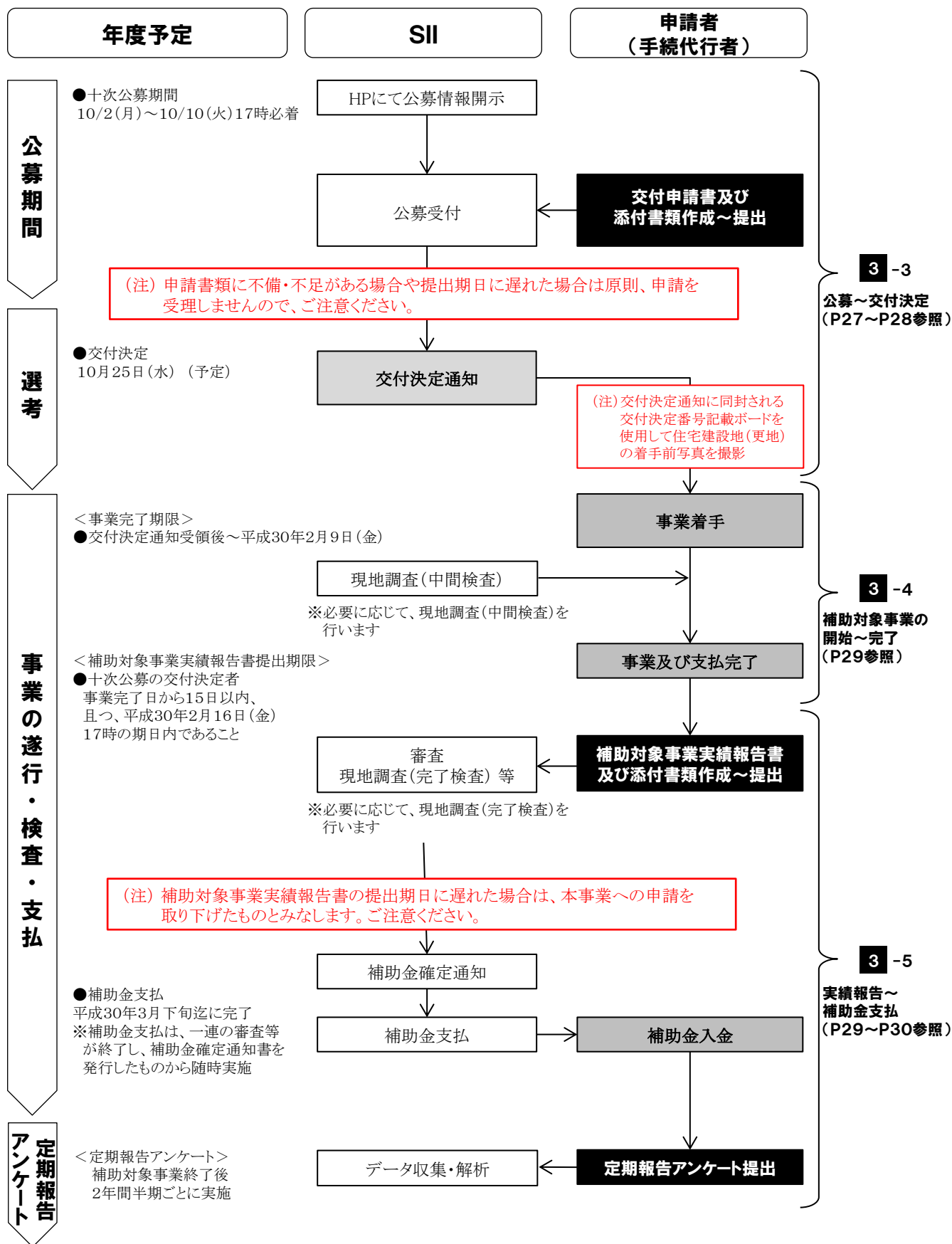
3. 事業の実施

3 事業の実施

3-1 事業年間スケジュール

年間予定	ZEHビルダー	申請者(手続代行者)	SII
<p>【ZEHビルダー登録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■公募説明会 4月11日(火)～4月24日(月) <終了> (補助事業説明会と同時開催) ■ZEHビルダー登録申請受付 4月4日(火)～2018年1月31日(水) ■ZEHビルダーの公表 4月28日(金)～月次更新 期間中:10回程度を予定 			<p>ZEHビルダー公募情報開示 (SIIホームページ)</p>
	一般公募説明会		
	ZEHビルダー登録申請	→	受付・確認
	↓		↓
	通知受領	←	確認結果、1公募あたりの上 限採択数を通知
			↓
			ビルダー登録情報公開 (SIIホームページ)
<p>【ZEHビルダー実績報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■平成28年度実績報告期間 4月4日(火)～4月28日(金) <終了> ■実績の公表 8月4日(金) <終了> 10月19日(木) 	H28年度 実績報告	→	受付・確認
	↓		↓
	通知受領	←	確認結果、1公募あたりの上 限採択数を通知
			↓
			ビルダー実績情報公開 (SIIホームページ)
<p>【補助事業の公募】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■公募説明会 4月11日(火)～4月24日(月) <終了> ■公募期間 十次 10月2日(月)～10月10日(火) ■交付決定 十次 10月25日(水) (予定) ■事業完了期限 十次 2月9日(金) ■補助対象事業実績報告書提出期限 十次 2月16日(金) ■補助対象事業終了 2018年3月下旬 ■定期報告アンケート 補助対象事業終了後2年間半期毎に実施 			補助事業公募情報開示 (SIIホームページ)
	一般公募説明会		
		「交付申請書」提出	「交付申請書」 受付・審査 「交付決定通知書」 発行・送付
		↓	↓
		「交付決定通知書」受領	↓
		↓	↓
		事業着手	中間検査(現地調査)
		↓	↓
		「補助対象事業実績報告書」 提出	「補助対象事業実績報告書」 受付・審査・完了検査等
		↓	↓
		「確定通知書」受領	「確定通知書」発行・送付
		↓	↓
		補助金入金	補助金支払
		↓	↓
		「定期報告アンケート」提出	データ収集・解析
			事業完了後15日以内、かつ、 最終提出期限までに提出
年間予定	機器メーカー		SII
<p>【Webプログラム未評価省エネルギー・システムの登録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■システム登録の公募期間 4月4日(火)～4月24日(月) <終了> 	製品登録申請	→	受付・審査
	↓		↓
	「審査結果通知」受領	←	登録製品公表 (SIIホームページ)
<p>【蓄電システム製品登録】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■製品登録説明会 4月7日(金) <終了> ■製品登録公募期間 4月4日(火)～2018年1月31日(水) ■登録製品月次更新 期間中:10回程度を予定 			
	製品登録説明会		
	製品登録申請	→	受付・審査
	↓		↓
	「審査結果通知」受領	←	登録製品公表 (SIIホームページ)

3-2 十次公募事業詳細スケジュール



3-3 公募～交付決定

(1)事業の公募

SIIは、補助対象事業を行おうとする者に対し一般公募を行い、必要に応じて説明を行います。SIIホームページ(<http://sii.or.jp/>)に公募記事を掲載します。

(2)申請

申請者は、P36以降の「交付申請書及び添付書類の入力例」に従い、提出に必要な書類(P34「提出書類一覧表」)を作成し、原本を公募期間中にSII指定の提出先(P58「申請書提出先及び問合せ先」)に送付してください。

(原本の写しは手元に必ず保管のこと)

申請する住宅は、SIIに登録されたZEHビルダー(ZEHビルダー公募要領参照)が設計、建築または販売を行う住宅であること。なお、平成28年度に登録を受けたZEHビルダーのうち、ZEHビルダー実績報告書を未提出のZEHビルダーが関与する住宅は補助対象外となります。

申請書類に不備・不足がある場合は原則、申請を受理しませんので、ご注意ください。

(3)手続代行者について

申請者は、申請について、第三者に依頼することができます。申請の手続きを代行するもの(以下、「手続代行者」という)は、申請者の了解のもとで依頼された内容について、間違いや不備等の無いよう注意して申請を行ってください。手続代行者による申請の場合、申請書類に関するSIIからの問合せや訂正依頼に確実に対応できることを要件とします。問合せは手続代行者へ連絡しますので、申請者の不利益にならないように対応してください。交付決定通知書等の正式な通知書面は申請者に送付します。

なお、ZEHビルダーは手続代行者を兼務することができます。

※注意事項・・・事業の実施について、手続代行者は申請者の十分な理解を得られるように説明を行ってください。

(4)リース事業者との共同申請について

① リース事業者との共同申請が可能な申請

- ・ 補助対象となる蓄電システムの設備費及び工事費のみ、リース契約を認めます。
- ・ リース事業者は1事業者とします。補助対象となる蓄電システムの一部のみの契約は認めません。

② 申請方法について

- ・ 交付申請者は申請者とリース事業者との共同申請とする。
- ・ 補助対象事業実績報告書(P29参照)も交付申請と同じく共同申請とする。

③ 料金、期間について

- ・ リース料(元金)から補助金相当分が減額されていること。
- ・ リース期間は原則法定耐用年数以上とすること。
法定耐用年数を下回る契約である場合にあっては、リースの期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること。
- ・ 申請者は所有権移転後も補助対象設備を補助金の交付目的に従って、運用を図ること。

(5) 審査

① 審査方針

応募のあった申請書に対し、補助金交付要件を満たしているものについて以下の項目の評価を行います。

1. 年間一次エネルギー削減率

再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を除いた年間の一次エネルギー消費削減率について評価を行います。

2. 加点要素

以下の要素を満たす事業に対して、前項の評価に一定の加点を行います。

(1) 外皮平均熱貫流率(UA値)が交付要件よりも一定以上強化する住宅に対する加点(P19参照)

…削減率10ポイント相当加点

(2) 木造工法の事業に対する加点(P19参照)

…削減率 5ポイント相当加点

※外皮加点と併用する場合は、木造加点は外皮加点の内数として扱います。

(3) Webプログラム未評価省エネルギー・システムを導入した事業に対する加点(P19参照)

年間の一次エネルギー消費量について削減率5%以上の追加的な省エネ効果を示すことが可能なシステムを導入した場合

…削減率 5ポイント相当加点

年間の一次エネルギー消費量について削減率10%以上の追加的な省エネ効果を示すことが可能なシステムを導入した場合

…削減率 10ポイント相当加点

※複数のシステムを導入した場合は、年間の一次エネルギー消費量における削減率が最も優れたもののみを加点の対象とします。

(4) ZEH補助事業に新たに取り組むZEHビルダーが関連する事業に対する加点(P19参照)

…削減率10ポイント相当加点

(5) エネルギー区分ごとの電力使用量計測を行う事業に対する加点(P18参照)

…削減率 5ポイント相当加点

(6) 審査委員による加点

…削減率 5ポイント相当加点

(注) 加点は採択評価を行うにあたり行われるものです。交付要件に求められる再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を除く一次エネルギー消費削減率に加点要素は含まないので注意してください。

② 審査方法

学識経験者を含む関係分野の有識者で構成された審査委員会に諮り、審査項目に従って審査を行います。

③ 補助対象事業者の選定

評価の結果をもとに、補助対象事業者を選定します。

事業規模を超える申請があった場合は、評価点の高いものから順次補助対象事業者を選定します。

その際、SIIが個々のZEHビルダーに設定した一公募当たりの採択目安数※を超えた事業については採択順位が劣後します。

評価点が同点の場合は、審査員による評価等を考慮して同点の申請物件に優先順位を設け選定します。

※ 採択目安数については、ZEHビルダー公募要領P6参照

(6) 交付決定

SIIは、補助対象事業となった事業について交付決定を行います。

交付決定とは、申請書を受け付けた後、その内容が適正であると認めた旨を通知するもので、補助金の交付を確定するものではありません。交付決定後、申請内容どおりに事業が実施されない等、適正な事業の実施・遂行が認められない場合には交付決定の取り消しとなる場合があります。

交付決定については採択、不採択に関わらず申請者に審査の結果を通知します。

「事務取扱説明書」については手続代行者に送付しますので、参照のうえ関連書類を作成してください。

なお、手続代行者を介さない場合は申請者宛に「事務取扱説明書」を送付します。

(注1) 審査に関する個別の問合せについては、一切、応じられませんのであらかじめご了承ください。

(注2) 国の他の補助事業等と本事業に重複して補助対象が申請されている場合は、他の事業での申請を取下げること条件に交付決定します。

3-4 補助対象事業の開始～完了

(1)補助対象事業の開始

交付決定通知を受領し、交付決定番号を得た後に本事業に着手すること。
その際、着手前に住宅建設地にて交付決定番号が記載された指定のボードを必ず撮影すること。
※事前着手及び合成等の不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(2)現地調査(中間検査)

- ① 現地調査は、補助対象事業が事業の目的に適合して公正に実施されているかを判断する検査です。
SIIは必要に応じて現地調査(中間検査)を行いますので、必ずご協力ください。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められない場合は、交付決定の取り消しとなる場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(3)補助対象事業の計画変更

交付決定日以降の変更は原則として認めません。

(4)事業完了日

事業完了日とは、補助金に係る工事が完了した日もしくは工事代金の支払が完了した日のいずれか遅い日付を指します。新築建売住宅においては引渡日もしくは住宅の購入代金の支払が完了した日のいずれか遅い日付を指します。但し、「エネルギー計測装置の評価加点」を受けた事業については、申請者が補助対象となる住宅に居住後、休日を含む3日間のエネルギー計測の実施が完了した日が事業完了日となります。

3-5 実績報告～補助金支払

(1)実績報告及び補助金の額の確定

補助対象事業者は、事業が完了したら、補助対象事業実績報告書を指定期日までに、SIIに提出してください。
SIIは、補助対象事業実績報告書の提出を受け、申請内容に係る工事等の審査を行い、内容が適正であると認めた時、補助金の交付を確定し、補助対象事業者にその旨を通知します。
補助対象事業実績報告書の提出書類については、交付決定通知書と同時に配布される「事務取扱説明書」を参照のうえ、関連書類を作成してください。

※提出期日に遅れた場合は、本事業への申請を取り下げたものとみなします。ご注意ください。
※虚偽の報告等により不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(2)現地調査(完了検査)

- ① 現地調査は、補助対象事業が事業の目的に適合して公正に実施されたかを判断する検査であり、補助金の交付を確定するためのものです。SIIは必要に応じて現地調査(完了検査)を行いますので、必ずご協力ください。
- ② 現地調査で適正な事業の実施・遂行が認められなかった場合は、交付決定の取り消しとなり、補助金の支払いができない場合があります。
- ③ 不正行為等が認められた場合は、交付決定の取り消しと処罰の対象となります。

(3)補助金支払

SIIは、補助金確定通知書にて補助対象事業者に補助金の額の確定を通知した後、補助金を支払います。

(4)事業成果の公表

他の事業者への普及促進を目的に、成果を公表し広く一般に紹介します。

(5)使用状況の報告

本事業は、省エネルギー効果等の情報の取得、分析についても事業の目的としているため、補助対象事業者による下記の報告が要件となります。

※なお、ご報告いただいた内容は個人情報を除いた上で国またはSIIから公表させて頂く場合があります。

【補助対象事業終了後(定期報告アンケート)】

補助対象事業者は、補助対象事業終了後2年間、半期ごとにエネルギー使用量(電力、ガス、灯油等)及び、太陽光発電システム、家庭用コージェネレーションシステム等の発電設備の電気の発電量及び売電量等のエネルギー使用状況について、エネルギー計測装置を使用し「定期報告アンケート」により報告して頂きます。また、別途、他のアンケート調査、省エネルギー効果検証のための計測、取材等に協力して頂くことがあります。※報告先が変更される場合は、前もってご連絡を差し上げます。

第1回 定期報告アンケート提出期限：平成30年10月末日(報告対象期間:平成30年 4月～平成30年9月分)

第2回 定期報告アンケート提出期限：平成31年 4月末日(報告対象期間:平成30年10月～平成31年3月分)

第3回 定期報告アンケート提出期限：平成31年10月末日(報告対象期間:平成31年 4月～平成31年9月分)

第4回 定期報告アンケート提出期限：平成32年 4月末日(報告対象期間:平成31年10月～平成32年3月分)

(6)取得財産の管理等

補助対象事業者は、補助を受けて取得し、又は効用の増加した財産(取得財産等)については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し(善管注意義務)、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。補助対象事業者は、補助金受領日から6年以内に取得財産等を処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、あらかじめ「財産処分申請書」をSIIに提出し、その承認を受けなければなりません。万一、未承認のまま財産処分が行われた場合、SIIは交付決定を取り消し、加算金(年利10.95%)とともに補助金全額の返還を求めることがあります。SIIは補助対象事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をSIIに納付させることができるものとします。

(7)交付決定の取り消し、補助金の返還、罰則等

万一、交付規程に違反する行為が行われていたとSIIが判断した場合、補助対象事業者に対して次の措置が講じられることに留意すること。

- ① 適正化法第17条の規定による交付決定の取り消し、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定に準拠した加算金の納付。
 - ② 適正化法第29条の規定による罰則及び第30条から第32条までの規定に準拠した罰則。
 - ③ 一定の期間、補助金等の全部または一部の交付を行わないこと。
 - ④ SIIの所管する契約について、一定期間指名等の対象外とすること。
 - ⑤ 補助対象事業者等の名称及び不正の内容の公表。
- ※ 適正化法:補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)

<個人情報の利用目的について>

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用させていただくことがあります。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合があります。

また、同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

3-6 注意事項

申請者、手続代行者、共同申請者及び、ZEHビルダーは、以下の点に注意してください。

【交付申請時に関して】

- ① 1つの物件に対して、1件の申請のみ受け付けます。また、同一人が複数物件の申請をすることはできません。同じ物件に対して、複数の申請がある場合は、すべての申請を認めません。但し、審査の結果不採択となった物件で、それ以降の公募に再度申請する場合及び、共同申請者はその限りではありません。
- ② 申請者は申請する住宅の建築主・所有者または所有予定者であり、当該住宅に**常時居住**する予定の者であること。**(別荘、セカンドハウス等は補助対象外)**
- ③ 申請後に申請者の変更は原則として認めません。また申請内容に変更の可能性が生じた場合は、**予めSIIに報告し、SIIの指示に従ってください。**なお、**外皮平均熱貫流率(UA値)及び再生可能エネルギー・システムによる創エネルギー量を除く年間の一次エネルギー消費削減率が下がる変更については認めません。**
- ④ 申請後に手続代行を行う法人の変更は原則として認めません。
- ⑤ 2世帯住宅において、2世帯各々で申請する場合は区分登記が必要となります。(区分登記された表示登記書の提出が必要となります)
区分登記ができないものは、1世帯の申請とします。
- ⑥ 平日の日中(10:00~12:00、13:00~17:00)に必ず連絡が取れること。
- ⑦ 申請書類の返却はできませんので、ご了承ください。

【実績報告時に関して】

太陽光発電システム及び、補助対象設備として蓄電システムを申請する場合においては、電気事業者との系統連系が完了した後に実績報告を行うこと。

※地域により電気事業者との系統連系協議に長期間を要する場合がありますので、ご注意ください。

【周辺環境への配慮について】

一般家庭において、空調、給湯、発電機器などが、騒音や振動の発生源となり、生活環境に影響を及ぼす場合があります。機器を設置する際には、施工会社等とよく相談の上、周辺住居等への影響を未然に防止するよう、十分な配慮をお願いします。

【その他】

- ① 本事業で導入した設備等については、SIIが補助事業の対象となり得るものとして指定したものであり、補助対象設備導入に係る補助対象事業者とZEHビルダー(設計者・施工者)、手続代行者、共同申請者等との契約、施工、設備等の品質・性能、燃料等の調達、導入完了後の保守や保証、知的財産権等をSIIが保証するものではありません。万一、上記に関する紛争が起きてもSIIは関与しません。
- ② 申請者、手続代行者、共同申請者及びZEHビルダーは、虚偽の内容を含む提案・申請をしてはなりません。その内容に偽りがあることが補助対象事業完了後に判明した場合、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実且つ的確な提案・申請をしてください。不正をした事が明らかになった場合は補助金の支払いを行いません。また、不正な行為により補助金を受給した場合は、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを十分に認識した上で、適正に手続きを行ってください。

(注)表紙裏面“補助金を申請及び受給される皆様へ”をご確認ください。

4. 交付申請の方法

4 交付申請の方法

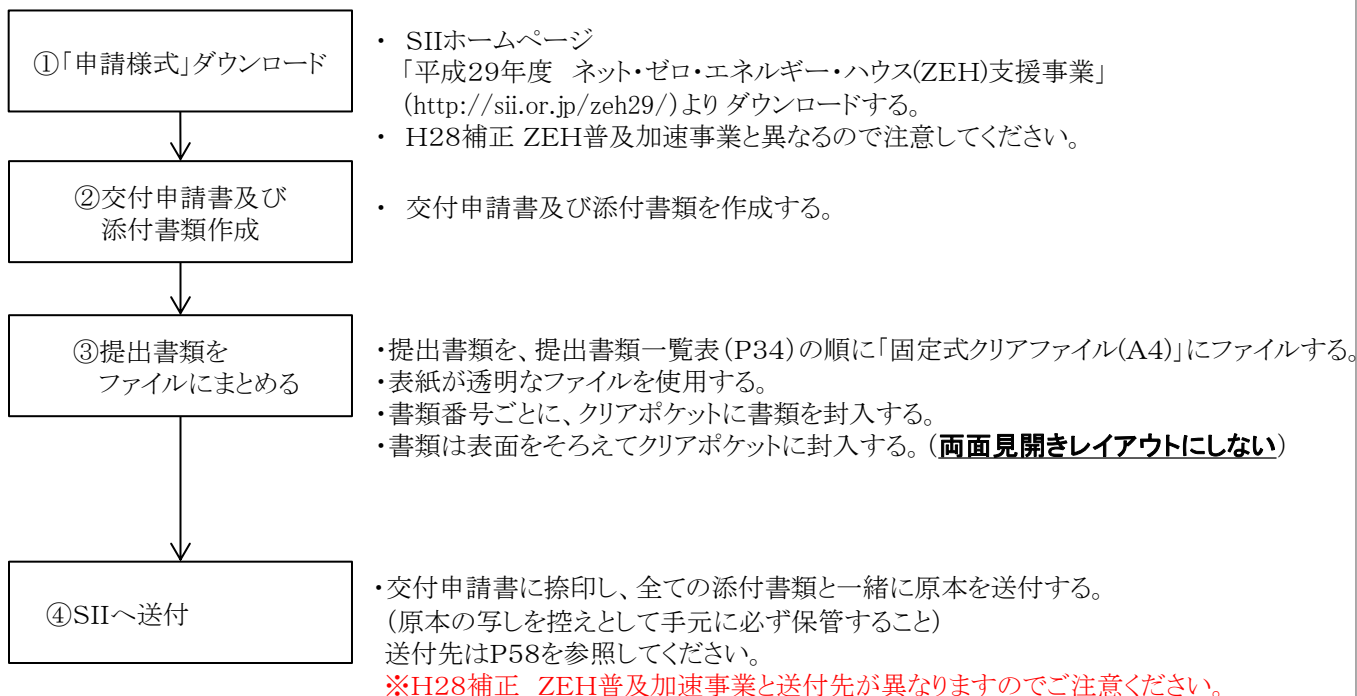
4-1 申請について

・SIIホームページから「平成29年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」(<http://sii.or.jp/zeh29/>)を選択して、「一般公募」から申請様式をダウンロードして、交付申請書及び添付書類など申請に必要な書類を作成してください。

(注1)「H28補正 ZEH普及加速事業」と間違わないよう注意してください。

(注2) P34「交付申請 提出書類一覧表」を参照し、書類不備のないよう注意してください。

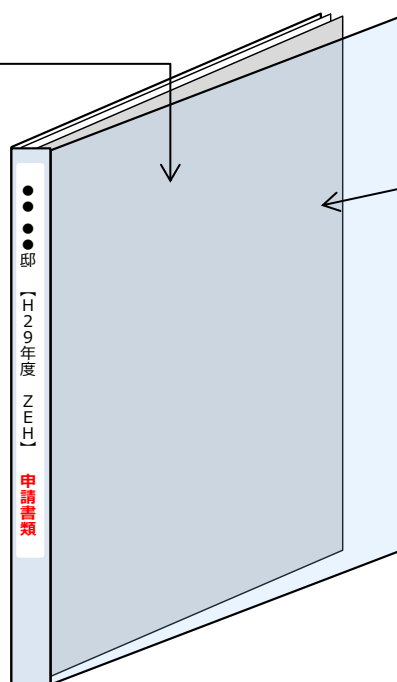
・公募期間中に交付申請書及び添付書類の原本をSIIに提出し、**原本の写しを控えとして手元に必ず保管してください。**



<ファイリング方法>

表紙が透明なクリアファイルを使用してください。

※固定式クリアポケット20ページのものを使用すること



提出書類一覧表(P34参照)の順に書類をファイリングしてください。

背表紙に「(申請者氏名)邸【H29年度 ZEH】申請書類」と必ず明記してください。

※背表紙は、書類管理上必要となります。

4-2 交付申請 提出書類一覧表

- ・提出書類は、下記の順番に、「固定式クリアファイル(A4)」へ綴じ込み提出してください。
 ・建築図面は全てA3で作成して提出してください。

No.	書類名	内容	区分	様式	作成例	
①	交付申請書	SIIが指定する交付申請書に記入すること	●	様式第1	P38～42	
②	実施計画書	申請する住宅の高断熱外皮及び導入する設備の仕様と補助対象費用を記入すること	●	定型様式1	P43～46	
③	蓄電システム費用総括表	蓄電システムを導入する場合のみ補助対象費用を算出すること	○	定型様式2	P50	
④	蓄電システム見積書	蓄電システムを購入の上、補助対象費用に計上する場合のみ記載すること	○	定型様式3	P51	
⑤	リースの場合 リース契約書(案)	・一括リース契約であることが確認できるもの ・リース料から補助金相当分が減額されていること ・リースの期間は原則法定耐用年数以上とすること。法定耐用年数を下回る契約である場合にあっては、リースの期間終了後に申請者に所有権移転が行われる契約となっていること	○	様式自由	—	
⑥		蓄電システム リース料金計算書	蓄電システムをリースで導入し、補助対象費用に計上する場合のみ記載すること	○	定型様式4	P52
⑦	Webプログラム未評価省エネルギー・システム登録書	採用する申請者のみSIIが発行したシステム登録利用書の写しを提出すること	○	SIIから送付した書類の写し	—	
⑧	建築図面	配置図	真北と建物との方位角が明記されていること	●	様式自由 (A3用紙)	—
		求積図	「主たる居室」に該当する部分を表示し、求積の根拠を記入したもの(平面図と兼用でも可)			
		平面図 (兼設備設置図)	・各階ごとに部屋名・寸法が明記されていること ・補助対象となる全ての設備について配置を明記すること			
		立面図(四面)	・東西南北の四面が全て明記されていること ・外皮面積が確認できるよう階高等が明記されていること ・屋根勾配が明記されていること (太陽光発電のパネルが明記されていること)			
		分電盤回路図	エネルギー計測装置評価加点を申請した場合は設置予定の分電盤回路図(略図可)	○		
⑨	印鑑登録証明書(原本)	・発行日は交付申請書(様式第1)の申請日の日付より3ヶ月以内のもの ・連名の場合には、連名者全員分の印鑑登録証明書も提出すること ・共同申請者(リース事業者)が多数の申請を見込んでいる場合、印鑑登録証明書の簡略化を申請することができる(事前にSIIへ要相談)	●	—	—	
⑩	提出書類内容チェックリスト	上記①～⑨の書類について、添付漏れや記入の不備がないかチェックすること(手続代行者のチェックでも可)	●	定型様式5	P37	

凡例 ●:提出必須の書類 ○:申請内容に該当する場合のみ書類を提出

5. 交付申請書 及び添付書類の入力例

定型様式 5 提出書類内容チェックリスト

定型様式 5

提出書類内容チェックリスト

(注1) 提出書類の並び順は当チェックリスト順にし、透明表紙の固定式クリアファイルに綴じ込み、必ず背表紙を付けて(公募要領P33参照)提出すること。
 (注2) 各書類の項目に応じた内容を確認し、申請する住宅に該当する項目のみ確認欄にチェックすること。

申請者名					
手続代行者名					
No	書類名	項目	内容	確認欄	
①	交付申請書 (様式第1)	交付申請書		申請する住宅について必要事項が記入されているか	<input type="checkbox"/>
		別紙1 役員名簿 共同申請者のある場合のみ		法人・団体名等、名簿等必要事項が全て記入されているか	<input type="checkbox"/>
		別紙3 誓約書	申請者	自筆の署名であるか	<input type="checkbox"/>
			共同申請者 共同申請者のある場合のみ	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか	<input type="checkbox"/>
		手続代行者	交付申請書に記載のものと整合性がとれているか	<input type="checkbox"/>	
②	実施計画書	実施計画書全般	申請する住宅の断熱外皮情報(仕様及び面積等)、設備仕様、補助対象費用の算出等必要事項が全て記入されているか	<input type="checkbox"/>	
③	蓄電システム費用総括表 蓄電システムを補助対象にする場合のみ	補助金交付申請予定額	申請する蓄電システムの設備情報及び補助対象費用の算出等必要事項が全て記入されているか	<input type="checkbox"/>	
④	蓄電システム費用関連書類 蓄電システムを補助対象にする 場合のみ該当する書類を提出	蓄電システム 見積書		発行元・宛先、見積金額が明記されているか	<input type="checkbox"/>
		リース契約書(案)		交付申請書の申請者、共同申請者の記載内容との整合性はとれているか	<input type="checkbox"/>
		蓄電システム リース料金計算書		契約開始日、契約終了日、契約期間、費用の全てが記入されているか	<input type="checkbox"/>
⑤	Webプログラム未評価省エネルギーシステム システム登録利用書 採用する場合のみ		SIIIが発行したシステム登録利用書の写しであるか	<input type="checkbox"/>	
⑥	建築図面 (A3用紙で提出すること)	配置図		真北と建物との方位角が明記されているか	<input type="checkbox"/>
		求積図		床面積の求積表・寸法が明記され、且つ主たる居室の算出根拠が示されているか	<input type="checkbox"/>
		平面図(兼設備設置図)		各階ごとに部屋名・寸法が明記されているか また補助対象となる全ての設備について設置及び設置数がわかるものであるか	<input type="checkbox"/>
		立面図(四面)		東西南北全てあり、屋根勾配及び階高、開口部等が確認できるよう明記されているか	<input type="checkbox"/>
				太陽光パネルの枚数、容量が明記されているか	<input type="checkbox"/>
⑦	印鑑登録証明書(原本)	発行日		交付申請書申請日の日付より3ヶ月以内の原本であるか	<input type="checkbox"/>
		登録者		申請者本人のものであるか(連名で申請する場合には申請する人数分あるか)	<input type="checkbox"/>
⑧	提出書類内容チェックリスト	申請書ファイルの背表紙		申請書ファイルに背表紙を付けているか	<input type="checkbox"/>
		チェックの確認		提出書類内容チェックリストにチェック漏れはないか	<input type="checkbox"/>
⑨	平成28年度に登録を受けた ZEHビルダー	ZEHビルダー実績報告書の提出確認	ZEHビルダー実績報告書を提出しているか。 (ZEHビルダー実績報告書が未提出の場合は申請書が受理されません。)	<input type="checkbox"/>	

様式第1 (交付申請書) 1 / 5

様式第1 (交付申請書)

平成 29 年 ○○ 月 ○○ 日

1 入力必須 (1 / 5 枚)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 赤池 学 殿

2
・申請者印は実印で捺印すること
(連名者がある場合は連名者も実印で捺印)
・手続代行者印は代表者印を捺印すること

3
・住所
・氏名
・生年月日
以上が印鑑登録証明書と一致していること

申請者 郵便番号 ○○○ - ○○○○
住所 ○○県○○市○○町○丁目○○番○○号
ふりがな ○○○○ ○○○
氏名 ○○ ○○
生年月日 昭和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
電話番号 (○○○) ○○○○ - ○○○○

印
実印

共同申請者 郵便番号 △△△ - △△△△
(リース事業者等) 住所 △△県△△市△△町△丁目△△番△△号
会社名 株式会社 △△リース
支店名 △△△△ 支店
代表者名等 支店長 △△ △△

4
代表者等名は必ず役職名、氏名をフルネームで入力すること

代表者印
登録印

手続代行者 郵便番号 □□□ - □□□□
住所 □□県□□市□□町□□丁目□□番□□号
会社名 □□□□ 株式会社
支店名 □□□□ 支店
代表者名等 支店長 □□ □□

5
代表者等名は必ず役職名、氏名をフルネームで入力すること

代表者印
登録印

平成29年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)
交付申請書

省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)交付規程(SII-29B-規程-002)(以下「交付規程」という。)第4条の規定に基づき、以下のとおり経済産業省からの省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る交付の申請をします。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第1 (交付申請書) 2 / 5

様式第1 (交付申請書)

6 申請者氏名が印鑑登録証明書と一致していること

記

(2 / 5 枚)

申請者	〇〇 〇〇	8
手続代行会社名	〇〇〇〇 株式会社	ZEHビルダー事業計画書 定型様式1の「4. ZEHビルダーが設計、 施工管理を行う支店及びグループ網」の グループ番号欄に記載した3桁の番号を入力
支店名	〇〇〇〇 支店	

1. ZEHビルダー情報

ZEHビルダー登録番号	ZEH28●-●●●●-●●	ZEHビルダー登録に記載された登録番号及び登録名称(屋号)を入力	グループ番号	●●●
ZEHビルダー登録名称	●●●●ハウス			

2. 申請する住宅の概要

建設予定地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	〇〇 県	〇〇 市				
〇〇〇町〇〇〇-〇							
募集区分	〇次公募	建築区分	新築	地域区分	6	年間日射地域区分	A4
10 申請住宅の断熱性能を入力	0.51 W/m ² ・K	太陽光を除く一次エネルギー消費削減率(小数点第一位まで、二位以下切捨て)	28.2 %	Webプログラム未評価省エネルギーシステムによる評価加点	無	エネルギー計測装置評価加点	有

※外皮平均熱貫流率 (UA値: 小数点第二位まで、第三位以下切り上げ) を記入してください。

11 評価点の有無をプルダウンから選択
※未入力の場合、加点「無」として受付となります。
ご注意ください。

3. 事業予定期間

着手予定日	平成 29 年 〇 月 〇〇 日	完了予定日	平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
-------	------------------	-------	-------------------

※建売の場合は、着手予定日は記入不要。完了予定日は引渡予定日を記入すること。

4. 補助金交付申請予定額

1,038,000 円

5. 暴力団排除に関する誓約事項 (別紙2)

4/5に記載の暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

12 費用総括表(補助金申請算定表)より入力した条件で自動表示

6. 交付申請に関する誓約書 (別紙3)

5/5に記載の交付申請に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意します。

7. 共同申請者 (リース事業者等) (問合せ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入すること)

会社名	株式会社 △△リース	支店名	△△△△ 支店
所属	△△部	担当者氏名	△△ △△△△
住所	〒 △△△ - △△△△	△△ 県	△△ 市
	△△△町△△丁目△△番△△号		
電話番号	(△△) △△△△ - △△△△	13 FAX番号	(△△) △△△△ - △△△△
携帯電話番号	(△△△) △△△△ - △△△△		
E-MAIL	△△△△△△		

13 ・共同申請者及び手続代行担当者は問い合わせ等で
確実に対応できる実務担当者の連絡先を入力すること
・緊急時に連絡が取れる連絡先を必ず入力すること
・都道府県と市区町村はプルダウンで選択すること

8. 手続代行担当者 (問合せ等で確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入すること)

会社名	〇〇〇〇 株式会社	支店名	〇〇〇〇 支店
所属	〇〇部	担当者氏名	〇〇〇 〇〇
住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	〇〇 県	〇〇 市
	〇〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号		
電話番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	FAX番号	(〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
携帯電話番号	(〇〇〇) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇	14	必ず電子メールアドレスを入力すること
E-MAIL	〇〇〇〇〇〇	@	〇〇〇〇〇〇〇〇

(備考) 用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とする。

様式第1 (交付申請書) 3 / 5

別紙1

平成 29 年 ○○ 月 ○○ 日

15

入力必須

(3 / 5 枚)

役員名簿

法人・団体名等 : 株式会社 △△リース

氏名 カナ	氏名 漢字	生年月日				性別	役職名
		和暦	年	月	日		
キョウドウ タロウ	共同 太郎	S	○○	○○	○○	M	会長
トウザイ イチロウ	東西 一郎	S	○○	○○	○○	M	代表取締役 社長
ナンボク ハナコ	南北 花子	H	○○	○○	○○	F	代表取締役 副社長

(注1) 共同申請者(リース事業者等)は、役員名簿を提出すること。申請者が個人の場合は不要とする。

(注2) 役員名簿については、氏名カナ(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間は半角で1マス空け)、生年月日(全角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁全角)、性別(全角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名を記載する。(上記記載例参照)。
また、外国人については、氏名漢字欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

様式第1(交付申請書) 4 / 5

別紙2

16

- ・暴力団排除に関する誓約事項を熟読し、理解の上で申請して下さい
- ・(1)～(4)に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としません

4 / 5 枚)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

以上

様式第1 (交付申請書) 5 / 5

別紙 3

平成 29 年 ○○ 月 ○○ 日

17 入力必須 (5 / 5 枚)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代 表 理 事 赤池 学 殿

平成 29 年度 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)
(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業)
誓約書

私は、補助金の交付の申請を一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)に提出するに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記の事項について誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

- 1. 交付申請
本事業の交付規程及び公募要領の内容を全て承知の上で、手続代行者の役割及び要件等について確認し、了承している。
2. 暴力団排除
暴力団排除に関する誓約事項について熟読し、理解の上、これに同意している。
3. 交付決定前の事業着手の禁止
交付決定通知書を受領する前に本事業に着手した場合には、補助金の交付対象とならないことを了承している。
4. 重複申請の禁止
他の国庫補助金等を重複して受給してはならないことを理解している。
5. 申請の無効
申請書及び添付書類一式について責任をもち、虚偽、不正の記入が一切ないことを確認している。万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
6. 個人情報の利用
SIIが取得した個人情報等については、申請に係る事務処理に利用する他、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づいた上で、SIIが開催するセミナー、シンポジウム、本事業の効果検証のための調査・分析、SIIが作成するパンフレット・事例集、国が行うその他調査業務等に利用されることがあり、その場合、国が指定する外部機関に個人情報等が提供されることに同意している。また、本情報が同一の設備等に対し、国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用されることに同意している。
7. 申請内容の変更及び取下げ
申請書の提出後に申請内容に変更が発生した場合には、SIIに速やかに報告することを了承している。万が一、違反する行為が発生した場合は、SIIの指示に従い申請書の取下げを行うことに同意している。
8. 現地調査等の協力
補助対象事業が事業の目的に適して公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
9. 事業の不履行等
申請者、手続代行者がSIIに連絡することを怠ったことにより、事業の不履行等が生じ審査が継続できないとSIIが判断した場合は、当該申請者の申請及び登録を無効とすることができることを理解し、了承している。
10. 免責
SIIは、ZEHビルダーと手続代行者、補助対象事業者、その他の者との間に生じるトラブルや損害について、一切の関与・責任を負わないことを理解し、了承している。
11. 事業の内容変更、終了
SIIは、国との協議に基づき、本事業を終了、又はその制度内容の変更を行うことができることを承知している。

上記を誓約し、申請内容に間違いがないことを確認した上で署名・捺印します。

18 入力必須

平成 29 年 ○ 月 ○○ 日

19 エクセルに入力せず印刷後、必ず直筆で記入のこと

20 申請者氏名
交付申請書(1/5枚)の
手続代行者記載情報と一致していること

申請者本人が署名し実印を捺印すること。(手続代行者の代筆は不可)

共同申請者 会社名

株式会社 △△リース

21 必ず代表者印を押印(社印は不可)

共同申請者 代表者名等

支店長 △△ △△

手続代行者 会社名

□□□□□ 株式会社

22 必ず代表者印を押印(社印は不可)

手続代行者 代表者名等

支店長 □□□ □□

定型様式1 実施計画書 1/4

定型様式1(1/4)
 ○○ ○○邸○○○○

1 様式第1 交付申請書の入力から自動で表示

実施計画書

募集次区分 ○次公募
「様式第1 交付申請書」シートで入力してください。

1. 申請者 氏 名 ○○ ○○
「様式第1 交付申請書」シートで入力してください。

2. 補助対象住宅の概要 敷地(地番) 〒 ○○○ - ○○○○ ○○ 県 ○○ 市
○○○町○○○-○
「様式第1 交付申請書」シートで入力してください。

建築区分 新築 | 1・2地域の場合の仕様 1・2地域の場合のみ入力して下さい。
「様式第1 交付申請書」シートで入力してください。

地域区分 6 年間日射地域区分 A4
「様式第1 交付申請書」シートで入力してください。

工 法 木造(軸組構法) 木造(枠組壁工法) S造 RC造
(該当工法に■をつける)

2 住宅の工法を選択

3 合計は自動計算で表示

階数	1F	2F	3F	合計(m ²)
床面積(m ²)	78.66	60.15		138.81
うち 主たる居室(m ²)	46.37	18.39		64.76

(注) 床面積は小数点第二位まで、三位以下四捨五入で記入すること

4 各階ごとの仮想床を含む床面積及び「主たる居室」の面積を入力

3. 断熱性能 外皮平均熱貫流率(U_a) 0.51 W/m²·K
「様式第1 交付申請書」シートで入力してください。

4. 太陽光を除く一次エネルギー消費削減率(%) 28.2 %
「様式第1 交付申請書」シートで入力してください。 (小数点第一位まで、二位以下切捨て)

5 様式第1 交付申請書の入力から自動で表示

5. 費用の判定

補助対象経費の仕様 エアコン仕様

断熱外皮(A)+(B)(円)	設備機器(C)+(D)+(E)+(F)(円)	合計(円)	床面積1㎡あたりの金額(万円/㎡)	上限金額(万円/㎡)	判定
<small>「実施計画書2/4」で入力してください。</small>	<small>「実施計画書4/4」で入力してください。</small>		<small>自動表示</small>	<small>自動表示</small>	
2,000,000	1,650,000	3,650,000	2.62	3.66	可

6 補助対象経費の上限額一覧表(P21)より該当する仕様を選択

7 実施計画書(2/4, 4/4)から自動転記

8 100㎡以下は床面積の合計からではなく「100」で割った数値を表示

9 地域区分、UA値、仕様により自動表示

10 応募(申請)しているまたは予定している補助金事業があれば「■」を選択

6. 他の補助金の申請状況

他の補助金等に申請している、または申請予定の場合はその補助金等の名称を必ず記入すること

<input type="checkbox"/> 平成29年度高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業 <input type="checkbox"/> 平成28年度長期優良住宅化リフォーム推進事業 <input type="checkbox"/> 住宅ストック循環支援事業補助金 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 燃料電池の利用拡大に向けたエネファーム等導入支援事業費補助金 <input type="checkbox"/> 地域型住宅グリーン化事業
---	--

定型様式1 実施計画書 2/4

定型様式1(2/4)

7. 住宅の高断熱外皮

外皮仕様事前登録番号

ZEHビルダー登録番号	ZEH28 ●●●●●●●●●●	外皮仕様事前登録番号
-------------	------------------	------------

「様式第1 交付申請書」シートで入力してください。

11 事前登録している場合はここに登録番号を入力 ○○邸○○○○

(1) 導入する断熱材の仕様情報及び費用を記入

複数の断熱材を使用する場合は、組合せを含む部位面積の大きいものから順に2種類まで記入すること。

熱的境界部位	断熱材の仕様		部位面積 (㎡)
	断熱材の仕様(製品名)	厚さ(mm)	
屋根	○○○○○マット ○○K		
天井	○○○○○マット ○○K	200	78.66
外壁一般部	○○○○○マット ○○K	100	158.81
外壁階間部			
床断熱仕様	○○○○○フォーム		71.62
外気に接する床 (オーバーハング、ピロティ等)	○○○○○フォーム	200	2.48

12 導入する主な断熱材について入力

13 原則、導入する断熱材の製品名及び厚さを入力
・断熱材を組み合わせる場合は組み合わせで入力
(事前登録している場合は入力を省略)

14 該当する部位の面積を入力

15 周長 (m) を入力

(A) 補助対象費用断熱 (円)

熱的境界部位	断熱材の仕様		部位長さ (m)	部位床面積 (㎡)
	断熱材の製品名	厚さ(mm)		
基礎断熱仕様	垂直部			
	水平部			
土間床部分 玄関部等	垂直部	○○○○○ボード	60	7.74
	水平部			3.73
土間床部分 浴室部	垂直部	○○○○○ボード	60	7.74
	水平部			3.31

16 該当部分の床面積を入力

19 実施計画書(3/4)に入力すると自動転記

17 断熱工事の材工費用の合計を入力

(2) 導入する全ての開口部仕様情報を次頁(実施計画書3/4)に記入し、所定の個所に費用を記入すること。

窓方位 「実施計画書3/4」より転記	東	南	西	北	その他	合計(㎡)
窓面積 「実施計画書3/4」より転記	2.22	15.67	3.47	5.71		27.06

18 自動表示

20 開口部の種類が多く定型様式1(3/4)が2枚にわたって提出する場合は「合計」の欄に直接入力してください。

21 窓工事の材工費用の合計を入力

部位	メーカー名	建具の仕様	断熱の仕様または製品名	熱貫流率 (W/㎡K)	面積 (㎡)
玄関ドア	○○○	金属製	断熱材充填フラッシュ構造	3.49	1.89
	玄関ドア面積の合計 (㎡)				

1,200,000 円

44,245 円/㎡

22 自動表示

23 自動集計

補助対象費用断熱外皮 (円) (A)+(B)

外皮総面積 (㎡) 小数点第二位まで、三位以下切下げ	347.56
----------------------------	--------

24 自動集計

- ・(A)は床面積あたりの自動計算になります。
- ・(B)は窓面積あたりの自動計算になります。
- ・(A)+(B)は床面積あたりの自動計算になります。

26 外皮仕様事前登録している場合は、17、21の入力は不要。この欄のみ入力

25 自動表示

2,000,000 円

14,408 円/㎡

定型様式1 実施計画書 3/4

定型様式1(3/4)

28 外皮仕様事前登録番号がある場合、別紙にて方位別窓リストを作成し、実施計画書(3/4)の窓方位及び面積の合計のみ入力して下さい。別紙にて作成するリストには、掲載されている仕様情報を全て明記すること。

7. 方位別窓リスト

導入する全ての窓仕様情報を、窓方位及び寸法ごとに記入。

窓方位	メーカー名	建具の仕様	ガラスの仕様	寸法(m)		熱貫流率(W/m ² K)	設置箇所数(箇所)	面積(m ²)
				幅	高さ			
東	〇〇〇	アルミ樹脂	Low-e複層ガラス	0.60	1.10	2.0以上	2	1.32
	〇〇〇	アルミ樹脂	Low-e複層ガラス	0.60	0.60	2.0以上	1	0.36
	〇〇〇	アルミ樹脂	Low-e複層ガラス	0.60	0.90	2.0以上	1	0.54
面積の合計(m ²)								2.22

27 八方位からプルダウンで選択

31 熱貫流率は一定の範囲からプルダウンで選択、もしくは実数を入力

窓方位	メーカー名	建具の仕様	ガラスの仕様	寸法(m)		熱貫流率(W/m ² K)	設置箇所数(箇所)	面積(m ²)
				幅	高さ			
南	〇〇〇	アルミ樹脂	Low-e複層ガラス	1.60	2.00	2.0以上	1	3.20
	〇〇〇	アルミ樹脂	Low-e複層ガラス	2.14	2.00	2.0以上	1	4.28
	〇〇〇	アルミ樹脂	Low-e複層ガラス	1.60	1.80	2.0以上	2	5.76
	〇〇〇	アルミ樹脂	Low-e複層ガラス	0.60	1.35	2.0以上	3	2.43
面積の合計(m ²)								15.67

29 "アルミ樹脂", "樹脂", "その他" からプルダウンで選択

30 "複層ガラス", "Low-e複層ガラス", "Low-e複層ガラス(ガス入り)", "Low-e三層ガラス", "Low-e三層ガラス(ガス入り)", "ダブルLow-e三層ガラス", "ダブルLow-e三層ガラス(ガス入り)", "その他のガラス" からプルダウンで選択

窓方位	メーカー名	建具の仕様	ガラスの仕様	寸法(m)		熱貫流率(W/m ² K)	設置箇所数(箇所)	面積(m ²)
				幅	高さ			
西	〇〇〇	アルミ樹脂	Low-e複層ガラス	1.65	1.30	2.0以上	1	2.15
	〇〇〇	アルミ樹脂	Low-e複層ガラス	0.60	1.10	1.8~2.0未満	2	1.32
面積の合計(m ²)								3.47

窓方位	メーカー名	建具の仕様	ガラスの仕様	寸法(m)		熱貫流率(W/m ² K)	設置箇所数(箇所)	面積(m ²)
				幅	高さ			
北	〇〇〇	アルミ樹脂	Low-e複層ガラス	0.60	0.90	2.0以上	3	1.62
	〇〇〇	アルミ樹脂	Low-e複層ガラス	0.60	1.10	2.0以上	2	1.32
	〇〇〇	アルミ樹脂	Low-e複層ガラス	0.65	1.80	2.0以上	1	1.17
	〇〇〇	アルミ樹脂	Low-e複層ガラス	0.60	0.60	2.0以上	1	0.36
	〇〇〇	アルミ樹脂	Low-e複層ガラス	1.65	0.75	2.0以上	1	1.24
面積の合計(m ²)								5.71

窓方位	メーカー名	建具の仕様	ガラスの仕様	寸法(m)	熱貫流率(W/m ² K)	設置箇所数(箇所)	面積(m ²)
その他							
上記の方位に該当しない窓及び天窗等は窓面積の合計のみ記入							

定型様式1 実施計画書 4/4

定型様式1(4/4)

9. 住宅の設備仕様

① 空調設備

I. 個別エアコン (補助対象事業実績報告書提出時に住宅に設置する全ての機器を記入すること)

設置場所	メーカー名	型番	エネルギー消費効率の区分	台数
主たる居室	〇〇〇	〇〇〇56△△△	い	1
その他居室	〇〇〇	〇〇〇22△△△	い	1
その他居室	〇〇〇	〇〇〇23△△△	ろ	2

32 各設備の入力については、各項目の(注)を確認する

33 設置する"全て"のエアコンを記入する

36 〇〇邸〇〇〇〇
設備工事の
材工費用の合計を入力

34 複数台設置した場合は、設置場所を"主たる居室", "その他居室" から
プルダウンで選択し、設備の種類等を入力

35 "い", "ろ", "は"の区分から
プルダウンで選択

40 設備工事の
材工費用の合計を入力

(C)
補助対象費用
空調設備(円)
800,000

II. 温水式暖房(床暖房、パネルラジエーター等)及びセントラル空調システム(熱源機のみ記入)

温水式暖房を設置する場合の熱源(該当するものに■をつける) 暖房専用 給湯設備と併用

設置場所	種類	メーカー名	型番	定格暖房能力(kW)	定格暖房消費電力(W)	暖房COP	暖房部熱効率(%)
主たる居室							

37 給湯設備と併用の場合は入力不要。
補助対象費用も計上不要。

39 熱源機の情報のみを入力

38 "主たる居室", "全ての居室" からプルダウンで選択

41 1台あたりの値を入力

42 設備工事の
材工費用の合計を入力

(D)
補助対象費用
空調設備(円)

② 換気設備 (24時間換気を使用する全ての換気設備を記入すること)

種類	メーカー名	型番	温度(顕熱)交換効率(%)	消費電力(W)	換気風量(m ³ /h)	比消費電力[W/(m ³ /h)]	台数
ダクト式第一種換気	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	80	43.0	144	0.30	1

(E)
補助対象費用
換気設備(円)
200,000

③ 給湯設備 (セット型番があるものは、セット型番で記入すること)

複数台設置する場合、補助対象費用へ記入する設備価格はエネルギー計算に用いた1台分を記入すること

種類	メーカー名	型番	効率				
			電気		ガス	ハイブリッド	
		年間給湯(保温)効率		追焚保温(有/無)	エネルギー消費効率(%)	中間期COP	給湯部熱効率(%)
電気ヒートポンプ給湯機	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	3.6	有			

(F)
補助対象費用
給湯設備(円)
650,000

(注) 燃料電池(エネファーム)の場合は、種類/メーカー名/型番のみを記入すること。また費用の記入は不要とする。
(注) ガスエンジン給湯機(エコウィル)の場合は、発電ユニットの総合効率をガスのエネルギー消費効率欄に記入すること

④ 太陽光発電システム

メーカー名	型番	設置枚数(枚)	公称最大出力(W)	公称最大出力の合計(kW)
〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	38	200	7.600
合計				7.600

43 セット型番があるものは
セット型番で入力すること

44 設備工事の
材工費用の
合計を入力

45 型番が3種類を
超える場合は
別紙を追加し、
「総合計値」の欄に
直接入力してください

⑤ エネルギー計測装置(HEMS本体) (こちらに記入した情報は、実績報告書の提出時に添付する保証書の型番と一致させること。)

メーカー名	型番
〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇

(注) 計測データの収集・蓄積・出力等を管理している機器の型番を記入すること

⑥ 蓄電システム

リースなどを利用する場合は■をつける	メーカー名	パッケージ型番	初期実効容量の合計(kWh)	蓄電容量(kWh)	保証年数	PCSのタイプ	PCSの定格出力(kW)
<input type="checkbox"/>	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇	7.2	8.0	12	専用	

46 リースを利用する場合は「■」を選択

47 本事業において機器登録されている
パッケージ型番及び蓄電容量を入力

48 "専用", "ハイブリッド"
からプルダウンで選択
(ハイブリッドの場合は
PCSの定格出力も入力必須)

49 使用する場合は
ここに登録番号を入力

50 PCSの定格出力の小数点
第二位以下は切り捨てて入力

補助対象費用
設備(円)
(C) + (D) + (E) + (F)
1,650,000 円

(注) SIIに登録された、メーカー名/パッケージ型番/初期実効容量/保証年数/蓄電容量を記入すること

10. Webプログラム未評価省エネルギーシステム

登録システム番号

11,886 円/㎡

参考 交付申請時に提出する書類(⑧建築図面)

【平面図(兼設備設置図)の作成例】

空調、給湯及び換気設備機器の設置位置をプロットした(原則1枚のA3用紙)機器名称を必ず明記した図面とすること。

蓄電池システムを補助対象設備として申請する場合は、蓄電池本体の設置位置を明記すること。

例)エアコン:室内機、室外機の設置位置

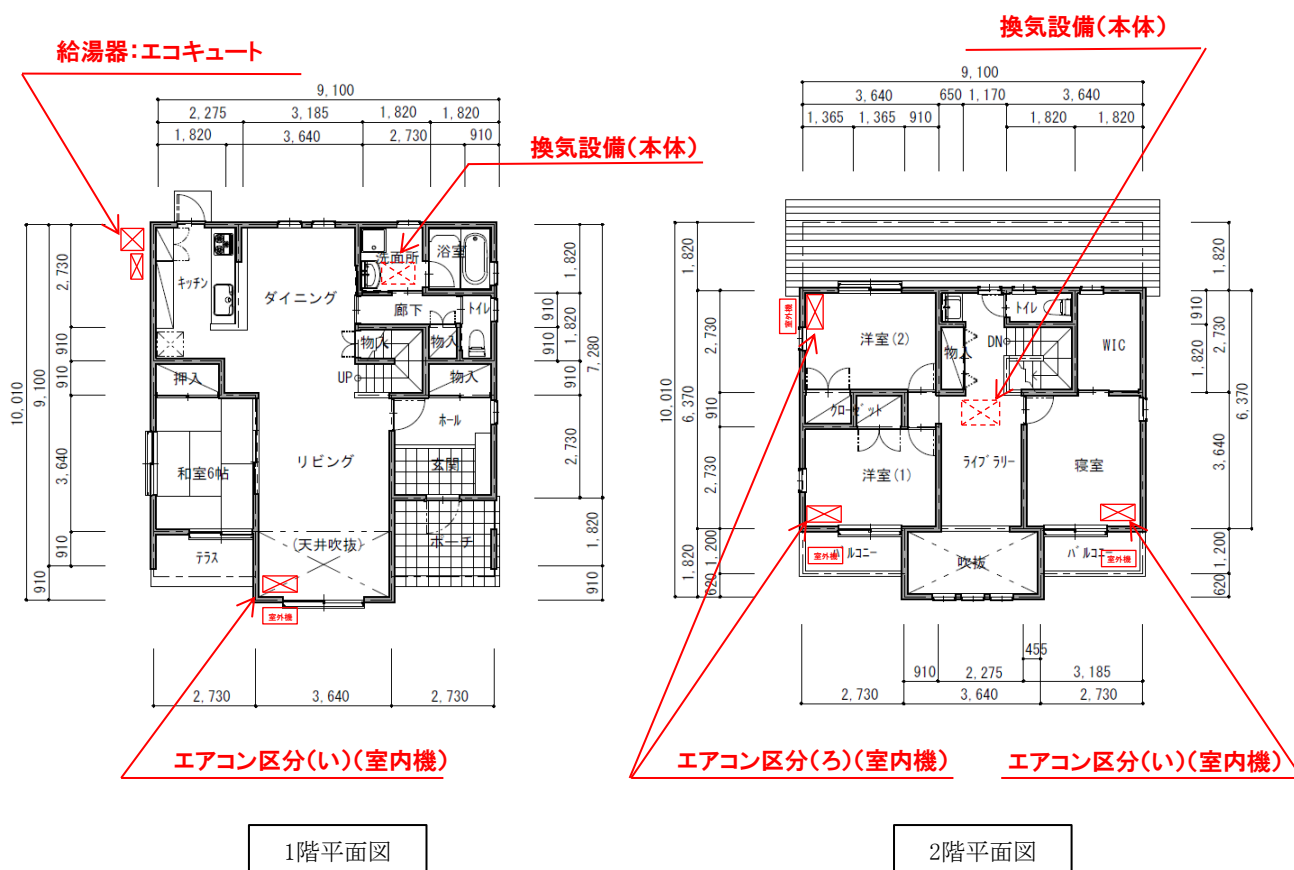
給湯設備:給湯器、貯湯タンク等の設置位置(太陽熱利用、燃料電池を含む)

換気設備:24時間換気に係る機器本体の設置位置

蓄電システム:補助対象設備として申請する場合は、蓄電池本体の設置位置

※ダクト、電気配線等の経路図、リモコンの設置位置、照明設備については、提出は不要。

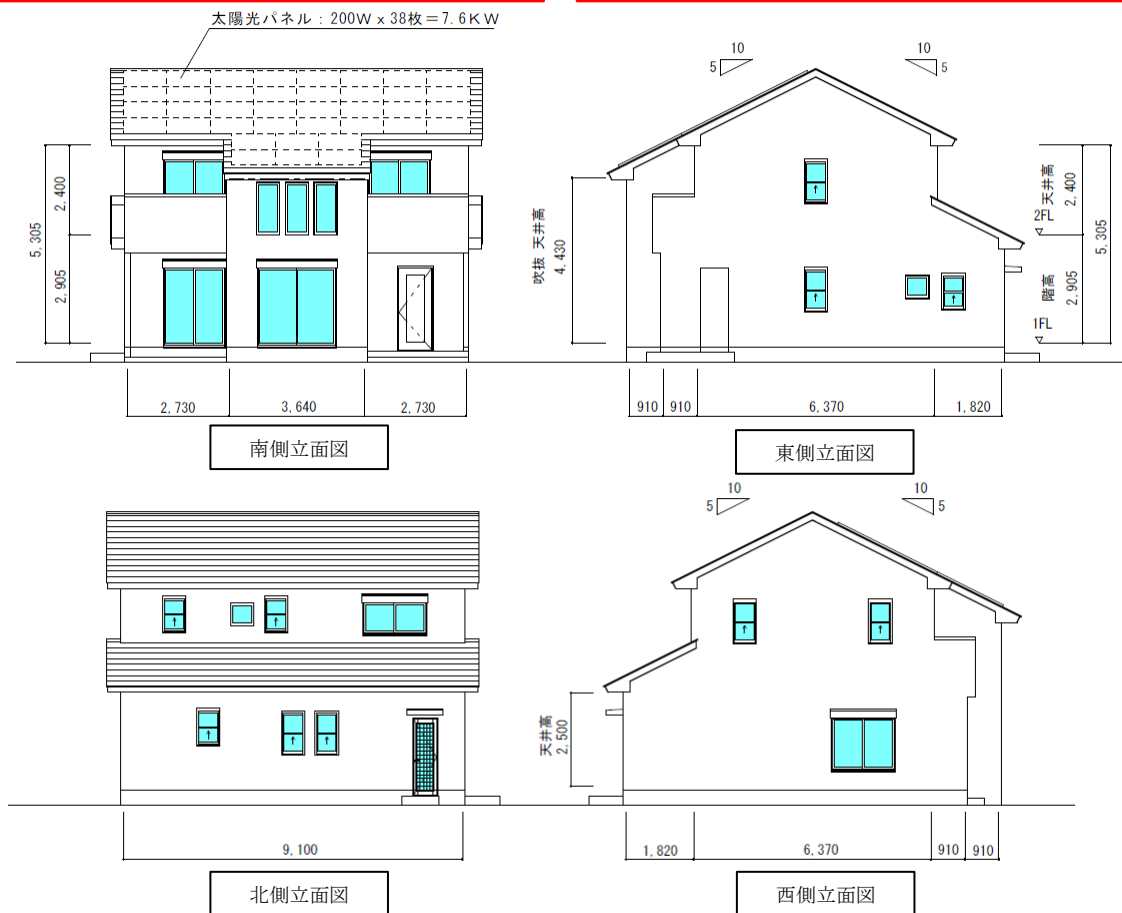
空調、給湯、換気等の機器名称を必ず明記のこと。



【立面図の作成例】

太陽光パネルの枚数、容量を明記のこと。

外皮面積が確認できるよう階高等を明記のこと。



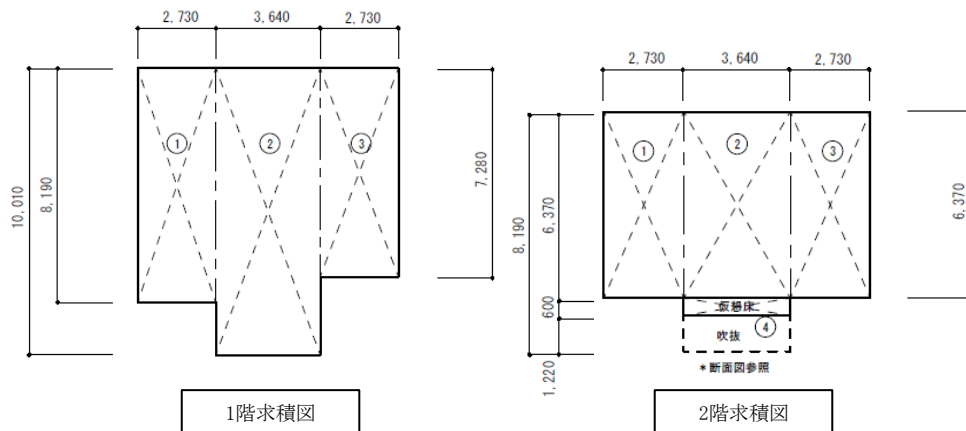
【求積図の作成例】

【求積図】

仮想床が発生する場合、その部分の断面図が明記されていること。

※建築図面(求積図)の作成については一般社団法人 住宅性能評価・表示協会のホームページ等を参照すること。

低炭素建築物設計図書作成例 https://www.hyokakyukai.or.jp/download/sekkei_tosho_teitanso.html



(小数点以下3位を四捨五入)

床面積表 (㎡)	
敷地面積	252.00
建築面積	82.70
延床面積	136.62
1階	78.66
2階(吹抜を除く)	57.96

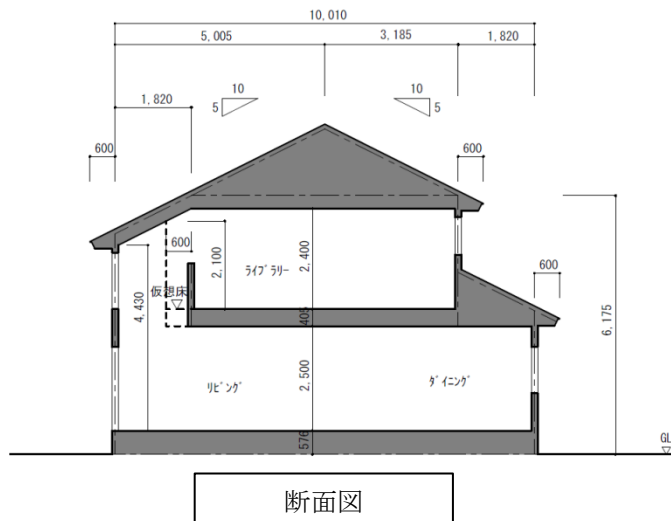
<ZEH用求積表> (小数点以下3位を四捨五入)

面積表		
1階		
記号	計算式	面積 (㎡)
①	2.73 × 8.19	22.3587
②	3.64 × 10.01	36.4364
③	2.73 × 7.28	19.8744
1階床面積		78.66
2階		
①	2.73 × 6.37	17.3901
②	3.64 × 6.37	23.1868
③	2.73 × 6.37	17.3901
④	3.64 × 0.6	2.184
2階床面積		60.15
床面積の合計		138.81

(注) 面積の小計または合計は、小数点以下3位を四捨五入とし、その計算過程においては四捨五入しないこと

< 仮想床の考え方 >

- (1) 仮想床の面積は、吹抜けの存する「主たる居室」、「その他の居室」及び「非居室」の面積に加えること。
- (2) 吹抜け部分の仮想床は各階の床面に設け、仮想床から天井の高さが2.1m未満の場合は除くこと。
- (3) 天井の高さが4.2m以上ある場合は「H25年省エネルギー基準に準拠した算定・判断の方法及び解説(Ⅱ 住宅)」に則って床面積を計算すること。



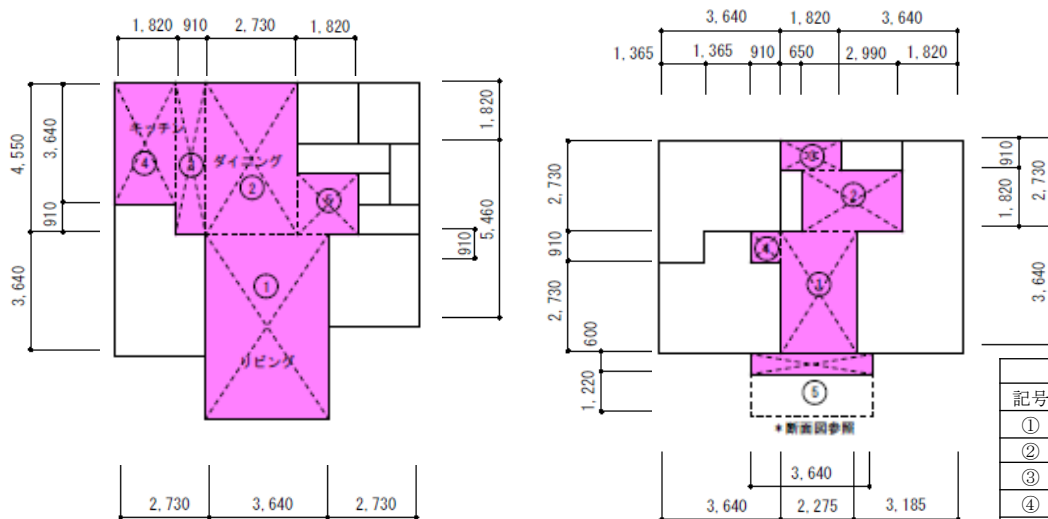
< 各居室について >

各部屋の床面積が分かるようにし、「主たる居室」がはっきり分かるよう各居室を囲み色分けして作成すること。

「主たる居室」とは、当該住戸又は当該住戸の部分における熱的境界の内側に存する居室のうち、基本生活行為において、就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室のことであり、居間(リビング)、食堂(ダイニング)及び台所(キッチン)をいう。

「その他の居室」とは、当該住戸又は当該住戸の部分における熱的境界の内側に存する居室のうち、主たる居室以外の居室をいう。

「非居室」とは、当該住戸又は当該住戸の部分における熱的境界の内側に存する居室以外の空間をいう。



1階居室求積図

2階居室求積図

■ — 主たる居室

※ 1階リビングは間仕切りがない階段があるため、2階ライブラリーを「主たる居室」の面積に加えることになる。(吹抜けがある場合も同様)

主たる居室		
記号	計算式	面積 (㎡)
①	3.64×5.46	19.8744
②	2.73×4.55	12.4215
③	0.91×4.55	4.1405
④	1.82×3.64	6.6248
⑤	1.82×1.82	3.3124
1階床面積		46.37
①	2.275×3.64	8.281
②	2.99×1.82	5.4418
③	1.82×0.91	1.6562
④	0.91×0.91	0.8281
⑤	3.64×0.6 (仮想床)	2.184
2階床面積		18.39
床面積の合計		64.76

定型様式2 蓄電システム 費用総括表

定型様式 2

蓄電システム 費用総括表

1

(青地) は申請書及び実施計画書より自動で表記

1. 設備情報

メーカー名	○○○	
	実施計画書4/4で入力してください。	
パッケージ型番	○○○○○○	
	実施計画書4/4で入力してください。	
初期実効容量	7.2	kWh
	実施計画書4/4で入力してください。	
蓄電容量	8.0	kWh
	実施計画書4/4で入力してください。	
保証年数	12	年
	実施計画書4/4で入力してください。	
PCSのタイプ	専用	
	実施計画書4/4で入力してください。	
PCSの定格出力		kW
	実施計画書4/4で入力してください。	
申請可能な 導入価格の上限額	1,440,000	円

「PCSのタイプ」で
"ハイブリッド"を
選択した場合、
こちらの上限額に
反映されます。
P 1 4 ※ 1 1 参照

2. 補助対象費用の算出(見積金額)

補助対象費用	1,300,000	円	①
	定型様式3 蓄電システム見積書の 補助対象費用小計(A)を記入してください。 ※保証年数に応じて定められた目標価格以下でないと 申請できません(P14参照)		

補助対象費用の1/3	433,333	円	②=①の1/3
------------	---------	---	---------

3. 補助金の算出: 初期実効容量 1kWhあたり4万円

初期実効容量	7.2	kWh	288,000	円	③
--------	-----	-----	---------	---	---

4. ②、③のいずれか低い金額(上限40万円)

蓄電システム導入補助金申請額	288,000	円	④=②or③の いずれか低い金額
----------------	---------	---	---------------------

補助金交付申請予定額 (様式第1に転記されます。)	1,038,000	円	⑤=75万円+④
------------------------------	-----------	---	----------

定型様式3 蓄電システム 見積書

定型様式 3

蓄電システム 見積書

工事名称 _____

納入場所 _____

見積書作成者の情報を入力すること

税込金額を入力

社印

見積金額

(税込)

	名称	数量	単位	単価	金額	備考
補助対象費用の算出						
		補助対象費用 小計 (A)				0

- ・ 設備機器費用のみ入力すること
- ・ 入力する金額は全て税抜金額とする

補助対象外費用の算出欄については「リース事業者を利用する申請者のみ」記入してください

	名称	数量	単位	単価	金額	備考
補助対象外費用の算出						
		その他費用 小計 (B)				0

消費税を入力

赤枠内は自動表記

中計 (A)+(B) (税抜)

0

消費税

合計 (税込)

0

定型様式4 蓄電システム リース料金計算書

・ リース料金計算書の提出は該当者のみ
 ・ リース契約書（案）と整合性を取ることを

定型様式 4

蓄電システム リース料金計算書

1. リース契約予定期間

リース契約 予定期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
	ヶ月

2. リース等料金計算

(A)	設置機器金額 [合計]	円[税抜]	
	費用項目	補助金ありの場合 (補助金適用後の金額)	補助金なしの場合 (補助金適用前の金額)
(B)	補助金交付 申請予定額	円	
蓄電システムの補助金交付申請予定額を記入すること。			
(C)	補助金充当後の金額 [合計] (A)-(B)	円 [税抜]	円
(D)	保険料・諸税等	円 [税抜]	円 [税抜]
(E)	リース対象元本 (C)+(D)	円 [税抜]	円 [税抜]
(F)	金 利(%)	%	
(G)	金 利(金額)	円 [税抜]	
(H)	リース料等総額 (E)+(G)	円 [税抜]	

補助金が有りの場合と
なしの場合の両方を算出

6. よくある質問と回答

Q1 「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業」と、地域型住宅グリーン化事業などの国庫を財源とする他の事業との併用は可能ですか？

A1 補助対象が重複する部分については併用できません。

Q2 過去に国庫補助金を受けた事がある既存戸建住宅で、今回ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業の補助金に申請することは可能ですか？

A2 財産の管理など適切な措置を行った上で、補助対象部分が重複しなければ申請可能です。

Q3 応募が多数あり、補助対象事業の申請金額合計が予算を上回った場合はどうなりますか？

A3 再生可能エネルギー・システム分を除いた一次エネルギー消費削減率等を公正に審査して決定いたします。

Q4 交付決定日の前に着手してしまった場合、補助対象から外れますか？

A4 事前着手(新築建売住宅の場合を除く)や事前引渡し(新築建売住宅の場合)を行った場合、補助金の交付はできません。

Q5 申請書を直接SIIへ持参することは可能でしょうか？

A5 申請書の持参は受け付けていません。
多数の申請が想定されるため書留等、配達記録の残る方法で送付ください。

Q6 SIIへの申請書類の捺印はすべて実印で行うのでしょうか？

A6 捺印には、印鑑登録がなされている印をお使いください。

Q7 交付決定通知を受け取った後の提出書類(「補助対象事業実績報告書」等)の記入はどのように行うのでしょうか？

A7 交付決定通知時に別途配布する「事務取扱説明書」に記入方法の詳細が記載されています。

Q8 申請にあたって、SIIに行き、詳細部分について直接相談することは可能ですか？

A8 SIIでは直接のご相談は承っておりません。ご質問事項は都度、問合せ窓口までお電話ください。

Q9 地域区分1、2以外で、寒冷地特別強化外皮仕様として申請をしたいが可能ですか？

A9 寒冷地におけるZEH導入コストに鑑みた制度ですので、その他の地域区分での申請はできません。

Q10 定期報告アンケートの回答を怠った場合はどうなりますか？

A10 定期報告アンケートの回答は事業の要件となっております。
回答がない場合は、補助金返還の対象となりますのでご注意ください。

Q11 公募説明会に参加しないと申請できないのでしょうか？

A11 公募説明会に参加することは必須ではありません。

Q12 ZEHビルダー登録は、注文住宅ZEHビルダーと建売住宅ZEHビルダーを1申請で同時に登録可能ですか？

A12 1回の申請で「注文住宅ZEHビルダー」「建売住宅ZEHビルダー」「既存改修ZEHビルダー」を同時登録することが可能です。

Q13 設計事務所がZEHビルダー登録する際には、どのように登録すればよいですか？

A13 設計する住宅が注文住宅であれば、注文住宅ZEHビルダーに登録してください。建売住宅、既存改修についても同様に判断してください。

Q14 鉛蓄電池は補助対象になりますか？

A14 申請が可能な蓄電システムは、SIIが補助対象製品として登録、公表した蓄電システムであること。
(鉛蓄電池は補助対象になりません)

Q15 蓄電システム以外の補助対象機器にリース品がある場合でも申請は可能ですか？

A15 蓄電システム以外の補助対象設備にリース品がある場合は申請できません。

その他にも、SIIホームページに「よくあるご質問」を掲載しておりますのでご確認をお願いします。
<https://sii.or.jp/zeh29/faq.html>

申請書提出先及び問合せ先

【提出先】

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル9階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

『平成29年度 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 支援事業』 申請係

H28補正 ZEH普及加速事業と異なるので注意してください。

※提出する書類名を必ず記入してください。

・「交付申請書在中」・「外皮仕様登録届在中」等

◆発送の注意事項

※提出先に間違いがある場合は受理できないので注意してください。

※SIIから申請者又は手続代行者に対して申請書を受け取った旨の連絡はいたしません。

配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で送付してください。

※申請者又は手続代行者がSIIに送付する申請書は「信書」に該当するものが含まれることから、

郵便物・信書便物以外の荷物扱いで発送できないので注意してください。

※申請者の持ち込みは受理しないので注意してください。

【問合せ先】

TEL:03-5565-4081 (10時~17時 平日のみ)

※上記以外の電話番号にお問合せいただいても、一切お答えできませんので、必ず上記の問合せ先にご連絡ください。

